

第九十四回国
参議院法務委員会會議録第八号

昭和五十六年五月二十七日(水曜日)
午後一時四十分開会

委員の異動

五月二十七日

辞任

宮本 顕治君

補欠選任

山中 郁子君

出席者は左のとおり。

委員長

鈴木 一弘君

大石 武一君

上條 勝久君

寺田 熊雄君

藤原 房雄君

委員

白井 莊一君

平井 卓志君

真鍋 賢二君

円山 雅也君

八木 一郎君

瀬谷 英行君

丸谷 金保君

山中 郁子君

中山 千夏君

政府委員

法務大臣官房長

法務省民事局長

事務局長

常任委員会専門員

奥村 俊光君

参考人

東京大学法学部

教授

東京商工会議所

商事法務委員会

竹内 昭夫君

星野 孝君

日本監査役協会
会長 中野 拙三君

日本公認会計士
協会会長 中瀬 宏通君

日本税理士会連
合会専務理事 四元 正憲君

本日の会議に付した案件
○商法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(鈴木一弘君) ただいまから法務委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。昨二十六日、近藤忠孝君が委員を辞任され、その補欠として宮本顕治君が選任されました。また、本日、宮本顕治君が委員を辞任され、その補欠として山中郁子君が選任されました。

○委員長(鈴木一弘君) 商法等の一部を改正する法律案及び商法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案を、便宜一括して議題といたします。

本日は、両案審査のため、参考人として東京大学法学部教授竹内昭夫君、東京商工会議所商事法規委員会委員星野孝君、日本監査役協会会長中野拙三君、日本公認会計士協会会長中瀬宏通君、日本税理士会連合会専務理事四元正憲君、以上五名の方々に御出席をいただいております。

この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。皆様には御多用のところ本委員会に御出席をいただき、まことにありがとうございます。本日は、ただいま議題となりました両案につ

きまして、それぞれの立場から忌憚のない御意見を承りまして、今後の審査の参考にいたしたいと存じます。

これより参考人の方々に順次御意見を述べ願うわけでございますが、議事の進行上、最初に参考人の方から順次それぞれ十分程度で御意見を述べただき、その後委員からの質疑にお答えいただきますと存じます。よろしくお願いいたします。

それでは、まず竹内参考人からお願いをいたします。竹内参考人。

○参考人(竹内昭夫君) 御紹介いただきました竹内でございます。まず私は、今次の改正が求められるに至りました要因と申しますか、それからごく簡単に申し上げたいと存じます。

まず第一は、昭和二十五年の会社法の大改正以来、部分改正、緊急改正を積み重ねてきたわけでございますが、この際、会社法の全面的あるいは根本的見直しを行うべきではないかということが、かねてから立案関係者の間の通説的な意見になっていったということがございます。すなわち、戦後の会社法立法作業が求めるいわば内在的な要請として今回の根本改正、全面改正が求められるに至ったということでございます。

第二は、直接的政治的な要因といたしまして、昭和四十九年の商法改正の審議を終えるに際しまして、衆参両院の法務委員会において根本的な諸問題を列挙した上で、それらを含む全面的な改正作業を行うべきであるという附帯決議がなされておりますことは、御承知のとおりでございます。

第三のいわば社会的要因といたしましては、昭和四十七年ごろから企業、特に大企業の反社会的な行動に対する批判が高まってまいりまして、企業の社会的なあり方、その使命をめぐりまして、多くの真剣な議論がなされてきたということが挙

げられようかと思ひます。

これを要しますに、今次の改正は、かねてから必要と考えられてまいりました全面改正、根本改正としてスタートしたわけでありまして、その方向づけをいたしましたのは、先ほど申し上げましたような企業のあり方をめぐる社会的関心の高まりということを背景として行われた国会の附帯決議であつたということが申せるかと思ひます。

しかし、今回の法案は、当初予定しました改正の課題のうち、企業結合と、それから大小会社の区分及び最低資本金制等の問題はほぼ積み残しになっております。それは御承知のように、一昨年初、航空機騒音事件のような事件の再発を防止するために、それのために会社法改正を急いでほしいという政府からの要望にこたへまして、それまでに試案として発表していた株式及び機関の部分に、当時審議中でありました計算・公開の部分を加えまして、早急に要綱を取りまとめることに方針を変更したからでございます。私はこの方針変更に賛成をいたしました。

その理由と申しましては、第一に、企業の不正経理の防止のために、まとまった問題はなるべく早く実現した方がよいというふうに考えられる点の一つ。それから第二に、これらの問題は審議課題のうち相当重要な部分を占めておりまして、それについてある程度まとまった案があるとするれば、これをいわば全面改正の先取りとして実現する方が望ましい、これが第二の理由。第三の理由は、政府におかれましては、それから世論においても、商法改正をやはり実現すべきであるという声が高まっておるときにそれを実現する方が、迅速に行うことができるのではないかと考えられる。これらがその理由でございます。

そして、昨年十二月末に、商法部会は六年余りにわたりまして審議した結果をまとめた要綱案を

決定いたしました。そして、それがそのまま本年一月二十六日の法制審議会において要綱として決定されたわけでございます。その後、法案の起草段階におきまして、要綱に対する一部の反対意見との妥協が試みられました。一たん要綱として決定されましたも、立案段階におきまして技術的な問題等についてはなお手直しの必要が出てき得るであろうというところは、これは私も認めるにやぶさかではありませぬけれども、基本的な問題については国会審議の場で修正されるというところは当然のこととして、要綱から立案、起草の段階で要綱を改めるといふことは、かたがなものと私は考えないわけではございませんけれども、しかし、全体として考えた場合、今回の改正案が会社法の現代化という課題に向けての大幅な前進であるというところは、これはどなたもお認めになるところではなからうかと存じます。その意味で私は、この法案の今国会における成立を強く希望するものでございます。

そのことは、先ほど申しました今回の改正法案に積み残しとなっている課題の大小会社の区分の問題につきましても、それから企業結合の問題につきましても、非常に大きな、かつ解決困難な問題でありますだけに、このような積み残しの問題に真剣に、かつ早急に取り組むことができるような体制をつくるためにもぜひ必要なことではなからうかと。かように考えておるものでございます。次に、法案の内容につきましてもすでに御承知のことでございますので、ここでは私の受けとめ方について、ごく概略の点を申し上げるにとどめさせていただきますと存じます。

法案は、株式、機関、計算の三つが大きな柱でございまして、そのほかに新株引受権付社債に関する規定がつけ加わっておりますが、第一の株式につきましても、投資単位の合理化のために、新設会社が設立に際し発行する株式の発行価額を最低五万円と定めるとともに、上場会社につきましても単位株制度を採用いたしまして、いわば段階的に株式併合を行うということにしております。

単位株という制度が従来なじみのないものであるためにもございまして、一部にはこれについて批判的な意見もあるようでございますが、私は、株式併合、これは現行法も認めているところでございまして、これを一挙に強制するよりは、段階的に株式併合を実現する大株という制度の方が、はるかに賢明な措置であるというふうに考えておるものでございます。

第二の機関につきましては、まず株主総会につきまして、一方においては取締役等の議案説明義務、株主提案権、それから大会社につきましても書面投票制度といったものを採用いたしまして、形骸化しているという批判のあります株主総会といわば活性化を図ると同時に、他方におきましてわが国特有の、そしてまた、多年の積弊をなしてまいりました総会屋を根絶するための多面的な措置を講じております。総会屋の根絶ということとは、今次改正の最大のねらいの一つではないかと私は考えております。取締役会につきましても合議制の強化を図り、監査役につきましてもその権限の拡大を図るとともに、報酬費用等の規制によりまして、その独立性の保障を強化し、また特例法上の大会社につきましても複数監査役制、常勤監査役制を採用いたしまして、監査の充実を図つたことも、適切なことではないかと考えております。

会計監査人監査を強制される特例法上の大会社の範囲を資本金五億円以上の会社または負債総額二百億円以上の会社としたことも、要綱よりは後退しておりますが、しかし、監査の充実強化という点で現行法よりも大きな前進を示しておるものでありまして、少なくともこの程度の改正はぜひ必要と考えております。上場基準は資本金二億とされている取引所もあることからわかりますように、資本金五億の会社といえ、れっきとした中堅企業でございまして、多数の従業員を抱えているだけではないに、子会社、関連会社、下請というような形で、それに頼っている企業関係者は非常に多いわけではございません。そういう会社にとりましては、会計監査人監査を受けるという形でい

わば定期的な健康診断を受けるということは、その社会的責任という点からしても当然のことではなからうかと私は考えております。

計算につきましても、株式の発行価額のうち資本組み入れ額をふやしまして、間接的ではございますが株主に対する配当の増加をねらっております。すし、利益留保性引当金を排除する趣旨で条文を改めるとか、あるいは大会社の営業報告書、監査報告書の記載事項を法務省令で定めることを明らかにするという形で、開示の強化を図っております。

この省令で定めるといふ事項を、計算の試算におきまして参考意見として示してあったわけでございますが、それが今回の要綱に出ていないというところをもって、これは後退であるというようない意見も一部にあるやに伺っておりますが、しかし、これは最初から省令で決めるということを考えているものでございまして、それが後退という結果になるかどうかというところは、今後の商法部の審議を経て省令が決まる段階で答えが出てくるであろうと存じます。

その意味で、どう内容が望ましいのかということにつきましても、国会の審議を通じて御意見を承ることができれば、私もとしても十二分に参考させていただきたいものだ、かように考えております。

最後に、新株引受権付社債は、多額の外貨建て債権を有するに至ったわが国の企業が、為替リスクをヘッジする手段として経済界がその創設を要望したところでありまして、私はこれまた、合理的な改正ではないかと考えております。

私としましては、個々の問題についてはもちろん個人的な意見がないわけではございません。しかし、以上のように全体として見た場合にはかなり大幅な前進でありまして、かつ次の課題に取り組み体制を整えるためにも、この改正の実現はぜひ必要なことと考えております。

その意味で、重ねて法案の成立を強く希望するものであるということを申し上げまして、私の意見と存じます。

見の陳述を終えさせていただきますと存じます。ありがとうございます。

○委員長(鈴木一弘君) ありがとうございます。星野参考人、星野参考人にお願いをいたします。星野参考人。

○参考人(星野孝君) 東京商工会議所の商法規委員会委員をいたしております星野でございます。本日は、参考人として商法等一部改正法案につきましても意見を述べさせていただきます。ありがとうございましたことに感謝しております。

皆様すでに御存じのように、商工会議所と申しますのは、法によって設立運営されております地域を基盤とした総合経済団体でございます。つまり、その地区の六カ月以上営業を行いました商業者が、一定の欠格要件をえなければ、だれでも業種、規模のいかんにかかわらず会員になれるという組織でございます。この意味で、商工会議所というのは地域の総合経済団体ということ、他の経済団体とは異なるところがございます。

東京商工会議所と申しますのは、東京都の二十三区を地域とする商工会議所でございます。ただいま申し上げましたような性格からして、現在までも会社法の改正が行われるというような場合には、常に関係方面に意見を提出、建議いたしてまいりました。今回の法案につきましても、法務省民事局試案等が発表されました、これに対する意見を求められる都度、商工会議所の中にございます商事法規委員会が中心となりましてこれを検討し、その都度意見、要望を行ってまいりました次第でございます。

今回の法律案を拝見いたしますと、私もこれまで提出いたしました意見、要望の、もちろん全部ではございませんが、ほとんどが少なくとも大筋において認められておりますので、私も私としてはこの改正案に賛成でございます。

ただ、この機会でございますので、関連と申しますか、二つばかり意見を述べさせていただきます。一、

その第一は、企業内容の公開。ディスクロージャーと言われているが、この点についてでございます。

今回の改正は、企業の経理、業務の内容の開示を充実強化することを一つの眼目としておりまして、そのため営業報告書、附属明細書の記載事項を広げるということになっております。この方法としては省令によることになっておりますが、いずれにしてもこういった方向で考えられていると思ひます。

こうした改正の目的が、株式会社における粉飾決算や取締役の不正行為の発生を防止しようとすることにございまして、これはよく承知しておりますが、この方向についてはもちろん賛成でございますが、ただ、その範囲あるいは方法に慎重を期していただきたいというところをお願いしたいと思ひます。よく実情を検討いたしまして、必要な開示はどこまでも求めますが、そうでないものにつきましても、やはりいろいろ問題の起る可能性がありますので、特に中小企業の場合につきましても十分の御検討をお願いしたいと思ひます。

第二番目は、会社の大小の区分の問題について申し上げます。

今回の改正は、その当初、会社関係の諸問題を全面的に検討した上で行い予定であつたと思ひますが、先ほど竹内先生からもお話のありましたように、一昨年でございまして、企業の不正行為の問題が起きたのを契機といたしまして、それまでに検討をいたしました問題、株式会社の問題とか計算・公開、さらに株式という問題の範囲で検討する立法を進めることとなり、大小区分の問題は検討をすることなしに、いま申しましたような点で法案をまとめてまいりましたように伺っております。

その結果、この大小区分の問題につきまして、先ほどちょっと申し上げました、たとえばディスクロージャーの問題でも、中小企業と大企業との間に配慮をお願いしたのでございますが、それだけでなくいろいろな問題が出てくると思ひま

す。両者を区別する必要があると同時に、両者の区別をどのようにするかということにも、また問題があるのではないかと思ひます。

最初に申し上げましたように、商工会議所は総合経済団体でございまして、いろいろな規模の会社を会員といたしております。したがって、いま申しした点につきましても十分実情を調査され、十分な検討を行われました上で、各規模の会社に適当な立法を早く行つていただくようお願いいたします。

以上で私の意見を終えさせていただきます。ありがとうございました。

○委員長(鈴木一弘君) どうもありがとうございました。

次に、中野参考人をお願いいたします。中野参考人。

○参考人(中野拙三君) 社団法人日本監査役協会の会長を務めております中野拙三でございます。監査役の立場から、商法等の一部を改正する法律案について意見を申し上げます。

今回の商法等の改正につきましては、改正の経緯から見ても、会社の自主的な監視機能を強化し、その運営の一層の適正化を図られようとしておられるものと評価いたしております。特に、企業のディスクロージャーの強化と監査制度の強化は、自由経済体制を維持するための時代の要請であると存じます。

わが国の監査役制度は、昭和四十九年の商法改正によって大きくその職務権限が強化されましたが、この新しい監査制度は、その後、漸進的ではあります。堅実にわが国の会社に定着しつつあると言えま。その最も著しい変化は、個々の会社において、監査役に選ばれた人が変わつてきたということでありま。従来の監査役に比べて、実力と気力と意欲の強い監査役が選任されるようになってきております。新しい監査役は、次第に企業内部の監査機関としての信頼を持てるようになりつつあると考えられます。

これは主として、多くの会社において取締役で

ある社長が、昭和四十九年の商法改正の精神を理解して、みずからの会社内に新しい監査体制を築いていこうという考えのあらわれであると存じております。

各会社の監査役は、商法改正以来、日本監査役協会を中心といたしまして熱心な研修及び研究に励んでおります。そして、多数の会社においては、自主的な監査役監査規程を制定し、監査のルールを社内定着させるとともに、職制を改正して監査役室あるいは監査部などの監査役スタッフ部門を設け、監査実務の充実を図っております。

このような監査の実態から見ても、監査役の常勤制は絶対に必要であると思ひますが、今回の改正法案においては常勤の監査役の選任を義務づけようとしておられるのは、このような実情の上に立つて立案されたものと存じます。今後、さらに監査役制度が十分に機能するためには、会社の経営執行体制、ディスクロージャー、監査体制とがそれぞれ相互に関連を持って構成されることが必要であると思ひますので、今回の法案のような総合的、根本的な改正は、監査役の立場からも、一日も早く成立することを希望いたします。

次に、法律案の内容について若干の意見を述べさせていただきます。

監査役の関係については、昭和四十九年の商法改正で積み残された事項の改正、それから会社の機関及び計算の改正に伴う監査制度強化のための改正、及び昭和四十九年改正後の監査の実態の見直しによって改正を必要とされた事項の改正等が法案の内容として立案されており、いずれも望ましい方向への改正であると存じます。

意見の第一として、監査とディスクロージャーの関係につきましても、申すまでもなく密接な関係がございまして、監査体制を強化するためには企業内容の開示制度も強化すべきであると思ひます。したがって、営業報告書、附属明細書、監査報告書などの記載事項につきましても法務省令で定められると聞いておりますが、それらの具体的な記載事項を定められるに当たりましては、

監査役の意見もぜひ考慮していただけるように御配慮をお願いいたします。もし、会社が開示を避けるような事項について、監査報告だけに依存するような改正は不適当だと思ひます。たとえば、会社がする無償供与の問題などは、取締役が開示をした上で監査を行うのがよろしいのではないかと考えます。

意見の第二として、監査特例法の改正法律案によりますれば、二人以上の監査役と常勤の監査役の選任が義務づけられておりますので、監査役の員数は平均して一年以上に増員されるものと思ひますが、今後は監査役相互間の連絡協議がますます必要になってくるものと思ひます。現在においても、監査役会を設置して、監査役相互間の連絡協議を制度化している会社も多く見受けられますが、監査役制度の強化の一つとして、今後、監査役会の法定化について御検討くださることを希望いたします。

意見の第三として、監査役の子会社に対する監査に關しましては商法第二百七十四条ノ三の規定で、必要あるときは調査することができるということになっておりますが、解釈としては、何か問題が生じなければ子会社の監査はできないという意見がございまして、また、海外の子会社に対しては監査役の権限は及ばないという意見が強いようであります。しかし、今日の企業活動を見ますれば、国の内外を問わず、子会社に対する監視機能の強化が必要なのは、最近報じられました会社事件などを見ても明らかであるところでありま。そこで、監査役の子会社に対する監査権の強化についても、立法化が必要かと思ひます。

最後に、監査特例法の改正につきましても、会計監査の充実と会計監査人の独立性の強化が図られていものと存じますので、望ましい改正であると思ひます。監査役としましては、会計監査人の独立性と監査役からの会計監査人に対する信頼性の向上が必要と思ひますので、日常の業務の上でも両者が互いに連絡をとりながら研究を重ね、一段と監査実務の充実と向上を図る所存でござ

でございます。

以上で私の意見陳述を終わらせていただきます。御清聴ありがとうございました。

○委員長(鈴木一弘君) どうもありがとうございます。

次に、中瀬参考人をお願いいたします。中瀬参考人。

○参考人(中瀬宏通君) 日本公認会計士協会会長の中瀬宏通でございます。本日、参考人として意見陳述の機会が与えられましたことに、心から感謝申し上げます。

さて、現在御審議中の商法等の一部を改正する法律案につきましては、昭和四十九年の商法修正案審議の際、本参議院におきまして「企業の社会的責任を全うすることができるよう」、「所要の法律案を準備して国会に提出すること」との附帯決議に沿ったものであり、また、昭和五十四年九月発表されました航空機騒音問題等防止対策協議会の提言の趣旨にも合致しておりますので、日本公認会計士協会といたしましては、基本的に賛成であると、まず申し上げます。

しかし、このことは、私どもが〇〇%満足しているという意味ではございません。と申しますのは、私どもは本年一月二十六日に発表されました法制審議会の答申に全面的に賛成の立場に立っておりまして、その後、法案として提出されましたものは、その趣旨が若干後退している感があるからでございます。しかし、私どもが自己の主張を繰り返しているだけでは、改正の成立の妨げになるばかりでございます。

そこで、現在提出されております改正案でも相当の前進であると判断し、基本的に賛意を表することといたした次第でございます。したがって、この法律案は納得できるぎりぎりの線でありまして、これ以上後退することなく、今国会において成立することを心から願するものでございます。

次に、私どもに特にかかわりのあります監査特例法改正案のうち、幾つかの条項について意見を

申し述べさせていただきます。

まず第一は、第二条に規定されております会計監査人の監査の対象となる会社の範囲についてであります。法制審議会の答申にございました売上高基準が削除され、また、負債額基準が百億円から二百億円に修正されたことは、債権者保護の観点からはなほ遺憾に存しております。なお、資本金五億円は、法制審議会答申そのまゝの唯一の基準であり、本則にすでに盛り込んでおりますので、この点につきましては、負債額基準とともに、これ以上決して後退することのないよう切望する次第でございます。また、資本金一億円から五億円までの会社につきましては、任意監査規定が削除された点は、提言におきまして自主的監視機能を強化促進させるという趣旨にかんがみましても、まことに遺憾に存しております。

第二番目は、第三条に規定されております会計監査人の選任についてでございます。公認会計士はアメリカにおきましてはサートیفアイド・パブリック・アカウンタント、通称CPAと呼ばれております。職業の名称の中にパブリック、すなわち、公共のためにという名称が付されている点でもおわかりいただけると思いますが、CPAは公益の見地から社会一般のために尽くすという使命を帯びている職業でございます。わが国の公認会計士という名称も、公に認められたということばかりでなく、公共のために尽くすという意味も含まれていると私は理解しております。

私どもは、常に公正不偏の立場に立ち、適切な監査を実施し、社会の信頼にこたえ得る監査意見を表明することを職業的使命としております。この使命に反し、独立性を喪失して、社会の信頼を失うような行動をとったとすれば、私どもの職業をみずからの手で滅亡に導くものと、すべての公認会計士が深く自覚しているところでございます。

協会におきましても、多くの施策を適時適切に行ってまいりましたが、近年におきましては、法定監査実施要綱を抜本的に改正した組織的監査要

綱を制定し、さらに各会員の監査の実施状況を監視する機関として監査業務審査会を設けるなど、監査水準の向上に努め、独立性の強化を図ってまいりました。

このように、私どもは常に独立性を堅持すべく、会員、協会ともども一丸となって努力を重ねているところでございます。したがって、本来的には選任母体がどう変わるものと、会計監査人の独立性の維持には影響ないものと考えております。しかしながら、株主総会で選任されるようになりますことは、会計監査人の地位をさらに制度的に強化するものとして賛意を表する次第でございます。

第三番目は、第四条の会計監査人の資格に関する条項でございます。ここで、法制審議会の答申にはありませんでした会計監査人の業務制限に関する条項が第二項として新設され、同時に第七条第五項で、監査補助者についても同様の規定が設けられました。公認会計士の業務制限規定は、公認会計士法第二十四条を基本規定といたしまして、政・省令により厳しい規制が行われておりますので、必要ないものとして、監査特例法におきましては特段の規定はありませんでした。しかしながら、今回、会計監査人の独立性を監査特例法におきましても明確にする必要があるとの理由から、この条項が新設されたのでありますが、まさに屋上屋を重ねるものであり、私どもは必要ないと判断しているものであります。

ただ、私どもは、いささかでも第三者から、依頼人と特別の利害関係があると疑われるようなことは避けなければなりませんので、あえて拒むことをいたさなかつた次第でございます。

最後に、第十六条の計算書類の定時総会における取り扱いについてでございますが、今回の改正案では、会計監査人が適法意見を述べ、監査役が会計監査人の監査を相当であると認めた場合には、計算書類の確定を取締役会の権限とし、定時総会には報告事項とすることとされております。これは、会計監査人の選任規定と表裏一体の関係

にあり、株主個々が専門的かつ技術的な計算書類の内容の適否を判断することはむずかしいとの考えから、その適否の判断を会計の専門家である会計監査人の手にゆだねたものと考えられます。この改正によって、会計監査人の職責がさらに一段と重くなるかと痛感いたしております。

私ども公認会計士は常に不断の努力を重ね、協会もまた適切な監査が実施されるよう常々会員を指導してまいりましたが、法律が改正されました際には、さらに一層監督機能を強化して、万が一にも法の期待を損うことのないよう努力することをお誓い申し上げます。第十六条の改正案に賛成であることを申し上げたいと思っております。

以上、私どもに直接かつ深く関連する条項について意見を申し述べさせていただきましたが、今回の改正により、会計監査人はさらに一段と重い責任を負うことになると受けとめており、協会も独立性の維持、監査の充実がいままで以上に努め、公認会計士一同、わが国経済の発展に多少なりとも裨益したいと念願しておりますので、先生方にも今後とも御理解を賜りますようお願い申し上げます。私の意見陳述を終わらせていただきます。

○委員長(鈴木一弘君) どうもありがとうございました。

次に、四元参考人をお願いいたします。四元参考人。

○参考人(四元正憲君) 日本税理士会連合会専務理事の四元でございます。本日、このような機会を与えていただきましたことを、まず御礼申し上げます。

ところで、いままでの参考人の御意見は、お四方とも法律案に賛成の方でございます。ひとり私だけが、真つ向から法律案に反対の御意見を申し上げることになります。反対するからにはそれらしい理由を申し上げなければなりません。また、日税連の一日税連と申しますのは、日本税理士会連合会の略称でございますが、内部事情はいろいろと複雑でございます。その複雑な内部事

情についても触れさせていただきたいと思ひます。それやこれやで、若干時間が超過いたすかも知れませんが、お許しいただきたいと思ひます。

日税連は、全国十四の税理士会の連合体でございます。税理士業界の組織は、いわば二重構造という事になっております。したがって、税理士業界の意思集約には手間暇がかかる。慎重を要するということになります。しかし、幾ら慎重を尽くしても、どうしても少数異説が出てまいります。少数異説が行動に出れば、分派行動というわけでございますが、税理士業界の現在の体質からいへば、民主的と言へばそれまででありませんが、外部からごらんになりますと、税理士業界がまとまっていなと見られるおそれがござい

そういうわけで、日税連としましては、税理士業界の意思集約にはずいぶんと氣を使ひます。今度の商法等の改正に際しまして、三月二十四日法律案が衆議院に提出されました翌二十五日、日税連は商法対策実行本部正副部長会というのを招集しまして、今後の対策を協議いたしました。この商法対策実行本部正副部長会といふのは、日税連の会長、専務理事、全国の税理士会の会長、それから日本税理士政治連盟の会長、各地の税理士政治連盟の会長といったメンバーでありまして、いわば税理士業界の各会代表の集まりでございます。そこで、今後の商法対策を真剣に検討いたしました。

なぜ、この会議を招集したかといふと、一月二十六日法制審議会から法律案綱が出ましたときには、これはひどい、日税連の意向は全然無視されているということで、部内の意見が相当硬化したしました。その後、おかげさまで、法制審議会の要綱を大幅に修正していただいた法律案ができました。それが国会に提出されました。同時に、基本問題構想というのが自民党筋に浮かび上がってまいりました。基本問題のことについては後ほど申し上げます。つまり、情勢の変化でござ

ざいます。日税連執行部だけで対策を決めないで、各税理士会、それから政治連盟の意向も聞いて対処しようということでございます。

この会議の席上、一、二人は、例の資本金基準の引き下げの点につきまして、玉碎覚悟で十億円をがんばるべきだ、日税連ががんばった結果、国会審議が長引き議案にでもなればもうけものだという強硬論もあつたわけでございますけれども、そのほかの二十人以上の出席者は、だれもこれに同調いたしません。玉碎戦法はだめ、基本問題の方が大切だ。資本金基準を十億から五億に下げるとは、もちろん反対だけれども、余り五億、十億の問題にこだわって反対運動をやり過ぎると、せっかく基本問題が自民党の中で——ここでもちよつとお断りいたしますと、三月二十五日でございますのは、二十四日法案提出の翌日でありまして、まだ基本問題のことは自民党の方々とだけ話し合つておりません。基本問題のことを各野党の先生方にお願ひしたのは、その後のことでございます。

とにかく、この三月二十五日の時点では、自民党の中で、この法律が上がつた後で基本問題をやってやろうということになつてゐるのがぶつ壊れてしまつては大変だ。そして基本問題の件は、ぜひとも国会の附帯決議に取り上げていただきたいと、こういう意見がほとんどございまして、三月二十五日の会議はこのように決定いたしましたわけでございます。以後、日税連と日本税理士政治連盟は、この線で各党の先生方にお願ひしてゐるわけでございます。また、四月二十一日には、日税連の常務理事会というのを開催いたしました。この方向を了承いたしました。

ここで、基本問題のことについて申し上げます。日税連は、基本問題とは次のようなものだといふぐあいに部内に説明しております。一が、会計監査人の独立性の問題であります。二が、会計監査の事後審査制の問題であります。三が、会計監査人と税理士業務のかかり合ひ、

すなわち職域上の調整の問題であります。四が、公認会計士と税理士の制度上の調整の問題。五が、以上全部を踏まえた上での会計監査制度の見直しの問題でございます。

一の会計監査人の独立性の問題といふのは、最近、学者、識者からよく指摘されております。アメリカや西ドイツでは、社長の上に社長に対する人事権と監査権を持つてゐる組織がある、アメリカではボード・オブ・ディレクターズであり、西ドイツでは監査役会でありまして、これが社長を選ぶと同時に会計監査人を選ぶ。これなら、会計監査人は遠慮なく社長のやつてゐることを監査できます。しかし、日本では申し上げるまでもございせん。会計監査人を選ぶのは、実質的には社長であります。今回の改正で株主総会が会計監査人を選任することになりますけれども、実質的にはいままでと同じことであると思つております。社長に選ばれた会計監査人が、よく社長を監査できるかどうかという問題でございます。

二は、事後審査制の問題といふのは、アメリカでは、かの有名な証券取引委員会が会計監査人のやつた監査を事後審査しております。会計監査人たる者、うかつな監査はできません。内容の正確を期さなければならぬわけでありまして、ところが、日本の商法監査はやりっぱなしであります。監査内容に一抹の不安を感じざるを得ません。もちろん、日本の公認会計士が、そのモラルと資質向上に努めておられることはよくわかりますが、私がここで申し上げてゐるのは、そういう問題ではなく、システムの問題であります。何も、アメリカや西ドイツのまねをしるというのではありません。日本らしいやり方で、会計監査の実効性を高めるシステムを工夫すべきではないかという意味でございます。

こういうことを申し上げますと、人の業界のこゝとによけいな口を出すなど、よくおしかりをちょうだいいたします。しかし、公認会計士の職域拡

大は、ストレートに税理士業界に大きな悪影響を及ぼします。決して人ごとではございせん。今日の日本の会計監査が社会的実効性が高ければともかく、税理士業界として少々の悪い影響はしんばうのしようもございまして、今日のような会計監査のシステムでは社会的実効性に乏しいと税理士業界は考えておりますので、そのような会計監査の拡大のために税理士業界が犠牲を払わされるのはがまんできない、こういうわけでございます。

そこで、どんな悪い影響があるかということになります。監査対象会社の資本金基準を十億円から五億円に引き下げるのに反対するのをもそのためでございます。先ほど申し上げました基本問題の三と四、つまり公認会計士と税理士の職域上の制度上の調整が図られますならば、税理士業界に對します悪影響はほとんど解消いたします。具体的に申し上げます。今度の改正で、資本金基準を十億円から五億円に引き下げるというものは、非上場会社の問題であります。上場会社は、すでに昭和四十九年から五億円になつております。十億円から五億円の引き下げで、監査対象に該当する会社は六百社あると伺ひました。そのうち三百社は、すでに子会社などの関係で公認会計士の監査を受けてゐるから、残りの三百社が今度の改正で新たに監査を受けることになることも聞きまして、また、これらの会社のうち、現在税理士が関与してゐるのは十社もないと言われております。大した影響はないじゃないかという意味だろ

うと思ひます。確かに、直接的にはさうだらうと思ひます。しかし、被監査会社には子会社があります。孫会社もあります。関連会社もあれば、下請会社もあります。三百社は、たちまち三万社に広がります。これらには、ほとんど税理士が関与してゐます。これらの税理士は、力関係で、被監査会社の公認会計士の息のかつた者にいつ職域を奪われるかもしれないという不安な状態に置かれるわけ

でございます。

もちろん、このような職域侵害に対する法的規制は現在でもあります。公認会計士法、それから証券取引法の規制であります。今回の改正法律案によれば、同様の規制を監査特例法にも入れていただくことになりました。ありがたいと思っております。しかし、率直に申し上げて、ざる規制であります。本人と配偶者は、被監査会社の税理士業務をやることはできません。しかし、親兄弟はよい、子供もよい、使用人もその会社の担当者でなければよいというわけでありまして、ざると言わざるを得ません。

もう一つここで申し上げたいことは、非上場会社に対する会計監査の対象範囲を資本金基準で決めるのがそもそもおかしいのではないかとということでございます。

非上場会社というのは、いわば同族会社であります。株主は身内だけであります。その会社におきまして、株主のために外部から会計監査人を入れて監査をやる必要は全くない。しかし、こういう同族会社でも、債権者が大勢いて負債総額も大きい場合には、当然債権者のために会計監査を行うべきであります。今回の改正で負債総額基準を取り入れられて、負債総額二百億円以上には会計監査人の監査を受けなければならないことになりましたが、これこそ、債権者のための会計監査でございます。一方、負債額の少ない同族会社におきましては、債権者のための会計監査は必要といたしません。さつき申し上げたように、株主のための会計監査も必要ありません。

日税連は、こういう意味で、非上場会社について資本金基準を十億から五億に下げる必要はない、昭和四十九年から七年たつてインフレも相当進行しているのというわけでございます。

資本金五億円から十億円程度の同族会社といえ、中会社でございます。中会社にとりましては、常勤監査役を一人置き、外部監査を受けるということは負担でございます。一千万ぐらいかかるとも聞いておりますが、負債総額でも大きければやむを得ないことではあります、それでもな

れば外部監査は不要でございます。したがって、私は、同族会社にとりましては資本金基準は不要である、負債総額基準だけで十分ではなからうかと申し上げたいのでございます。

結論に入ります。法律案が衆議院を通過するに際し、附帯決議がつけられました。その第七項と第九項は、日税連の基本問題に關しますお願いを大體御理解いただいた結果ではないかと考えております。

そこで、日税連におきましては、五月十九日、またもや商法対策実行本部正副部長会を招集しまして、これに各税理士政治連盟の会長のほか、幹事長も参画いたしました。今後の対策を慎重協議いたしました。そして、ほぼ満場一致をもちまして、基本問題に關します衆議院の附帯決議は大變ありがたい、参議院でも、どうかこの基本問題について御理解を賜りまして、適切な附帯決議をお願いしたいということを申し合わせたのでございます。

そして、肝心の資本金基準を十億円から五億円に下げられるということは、依然として反対でございます。会計監査人の税理士業務規制の条項も、さつき申し上げたように不十分でございます。しかし、いろんな政治的な事情もあるやに伺っておりますので、ここに至りまして、日税連で余り激しい反対運動をやっても無理ではなからうか、かえって基本問題構想をぶち壊してしまうのではなからうか。むしろ、しかるべき附帯決議をつけていただきまして、法案が上がりましたら、早急に基本問題の検討に入りたいとすることが一番ありがたいのだがと、こんな気持ちでございます。どうか、日税連の意のあるところをくんでいただきたいと存じます。

いろいろ申し上げて、時間も超過いたしました申しわけございません。どうもありがとうございます。

○委員長(鈴木一弘君) ありがとうございます。以上で参考人の方々の意見の陳述は終了いたしました。

ました。

これより、参考人に対する質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○寺田雄雄君 最初に、竹内参考人にお尋ねをいたします。

会社の社会的責任を商法の中にうたうべきではないかという意見もかなり強いように思うんですが、けれども、先生はこれについてどういうふうな御意見を持っていられるか、その点をお伺いしたいと思ふんです。

それから、順次各参考人にお尋ねをします。その一、応全部の質問が終わりましてから、竹内参考人から順次お答えをいただきたいと思ふんです。

それから、星野参考人にお尋ねをいたします。これは何方の会社で計算書類の公告の規定が、これは何か遵守せられておらないように思いますけれども、これについてはあなたはどういうふうなお考えを持っておられるでしょうか。

また、商工会議所としては、計算書類の公告の方法は定款で定められております。それが遵守せられていないというものは、それが小会社にとつて無理なんでしょうか。それとも、やはり債権者や株主の保護の見地からは、これはやはりどこまでも貫いていくべき原則だというふうに考えられますか。その点、お伺いしたいと思います。

それから、これは商工会議所の意見というものを文書で拝見したんですけれども、この中に計算書類、これは貸借対照表と損益計算書のことだと思ひますが、計算書類及び附属明細書を商業登記所に提出して、これを登記所に備えつけてもらうて、一般の閲覧に供せしむべきであるという意見がその中にうたわれておりました。かなりいい御提案のように思うんですが、星野さん御自身もやはりその御意見でしょうか。その点、お伺いしたいと思ひます。

それから、中野参考人にお尋ねしたいのは、監査役協会としては、貸借対照表や、それから損益計算書を監査人の承認をとり、監査役がその監査報告書に異議がなければ定時総会の議決を要しないと思ひます。

とした今回の法改正、これをよしとせられますか。これはやはり原則に立ち返って、株主総会の議決事項とした方がいいと思われませんか。その点、ちょっとお伺いしたいと思います。

それから、さつき子会社に対する監査役の監査権限の強化の立法は必要だといふふうにおっしゃったように聞いたんですが、これは現行法でもある程度規定があります。あなたのおっしゃった、これは二百七十四条ノ三ですか、その規定があります。これは特例法にも準用されております。監査人の監査に準用するといふことがね。それでもなおかつ足りない。どういう趣旨の規定が必要だといふふうにお考えなんでしょうか。

それから、中野参考人には、実際の業務というものを私ども知人の比較的大きな会社の監査役についてみますと、大体よくやっていると。返事が返ってくるわけですが、ただ、今度仕事の範囲が拡大せられます。あなたの方のお仕事も拡大していく、それを十分消化するだけの監査能力といひますか、それは人数にもよりましようし、あなたの方のスタッフにもよるでしようけれども、それは十分吸収して賄っていくだけの素地というものがあつたんでしょうか。まだまだもつと余力があるとおっしゃるのか、その辺ですね。なかなか高いんだということを、私の友人の監査役経験者が言います。それは資本金五億円程度の会社にとつても相当な経理上の負担になりますか、その程度は大したことではないと思つていらつしやるのか、そういう実務上のお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

それから、あなたの方の書面による御意見を承りますと、計算・公開に關する規定の整備というものは、決して中小企業にとつて負担ではないといふことを言つていらつしやいますね。それを、もうちょっと説明していただきたい。

それから四元さんには、もうちょっとわかりやすく、公認会計士とあなたの方の職域の分担の境といますか、ボーダーといひますか、そういうものを明確にしてほしいという、それはどういう方

法であつた方はそれができるといふふうにお考えになつていらつしやるのか。

それから、この商法改正が中小企業にとつて好ましくないという御意見を、あなたの方の会の若い諸君が盛んに私どもに言つてきますが、反対意見もあるわけですね。わかりやすくその点を説明していただければ、ありがたいと思ひます。

時間の関係がございしますので、お一人五分以内でお答えいただきたいと思います。

○参考人(竹内昭夫君) 御質問は、企業の社会的責任に関する規定を商法の中に定めることについての意見というところについての御質問だと思ひますが、私は、商法の中に企業の社会的責任に関する規定を定める場合には、その定め方に問題があるのではないかと。むしろ、個々の問題についての規定の整備を図ることによりまして、企業の社会的責任を全うできるような体制づくりをする、この重要性については私も十二分に認識しております。

ところが世間、間々、大会社は社会的責任を負ふというふうな抽象的、一般的、私どもも白地条項などと申しますが、そういう規定を入れることを支持される向きもございします。さる高名な元最高裁判事の中にも、そのような主張をお述べになりました方がいらつしやまして、私はそれに反対の論文を書いております。

その反対の理由は、第一に、企業の社会的責任と言つた場合に、みんなわかつてゐるようなつもりで議論してありますけれども、法律的に詰めていった場合に、一体何なのかということがはつきりしないという点であります。言い方をかえまして、法律の責任だけでは果たし得ないものを、社会的責任と言つてゐる場合が多いのではないかと。つまり、法律の責任が終わつたところから、まさに社会的責任というものは始まる。そういうものだといふと、それを法律の条文の中に書くといふことが一体何を意味するのかといふこと、これが第一であります。

それから、第二の理由は、たとえば企業は社会

的責任を負ふというふうな規定を置いた場合、その規定にどういふ実効性があるのか、効果があるのか、社会的責任の内容についていろいろ争ひがある。そうしますと、社会的責任を果たさなかつた場合に、その違反だといふことを一体だれが決めてどのような方法で守らせるのか。これについての見解の統一が図られない以上、そのような白地条項を入れるといふことは疑問であらう。

かつてナチスドイツが、御承知のようにこれと似た規定を戦前にドイツの商法に入れたことがございしますが、その当時ですら、一度もその規定は発動されなかつたといふことは、発動しようもない精神的な訓示にとどまるのではなからうか。そうだとすれば、これは世論の問題であり良識の問題ではあつても、法律の問題として取り上げるのには不向きなことではなからうか、これが第二の理由でございします。

第三の理由は、企業がたとえば社会的責任を負ふというふうな規定を商法の中に入れた場合には、それを提案される方の事志と反しまして、むしろ経営者の裁量をいたさらに拡大するといふ結果になりはしないか、それを私は恐れるものでございします。

と申しますのは、社会的責任を果たすために世の中の人々がやつてほしいと思つてゐるよいことといふのは無数にございします。環境整備のためにお金を出すのも、消費者に利益を還元するのも、労働者の福祉を考へるのも、みんな社会的責任であります。ところが、個人にとつても企業にとつても力は限られております。限られた力をどこに使うかといふことは、結局、経営者の判断に任せらるゝしかありません。そうしますと、法律は悪いことをするなといふことは書くことはできますけれども、いいことをしなさいといふことを書きませんでしたときには、そのいいことはあなたがしたいと思ふことをやりなさいといふ結果になりはしないか。そういう形で、現在、企業の社会的責任に関する議論を主張されてゐる方が経営者の裁量権の拡大を願つてゐるものとは思へませんから、したが

つて私は、このような一般規定を入れることについては反対でございします。

先ほど申しました私の論文は、外国の学者が英語に訳してくれましたものから、二、三の外国人の学者にプレゼンツいたしましたところ、いづれも、おまえの意見におれも賛成であるといふような返事しか返つてこなかつたわけでございます。私としてはそのような白地の条項を入れるといふことについては、恐らく諸外国においても支持は得られないのではないかと、このように考へております。

○参考人(星野孝君) お尋ねの件の第一点は、株式会社の小さいところは公告を必ずしも行つていなければならない、これをどう思うかという点だと思ひます。これは、もうまさに株式会社である以上、するものが当然だと思ひますけれども、一面、こういう点につきまして、先ほど申し上げましたように、中小会社の特殊性と申しますか、そういう点が明らかに認められるならば、そういう点に別の処置ができれば、そういう点の処置をとつていただきたいと思います。

それから、第二の計算書類及び附属明細書を登記所に提出して一般の閲覧に供するといふ点でございしますが、これは私どもの今回の意見書の中に、最初にそういうことを確かに申し上げております。しかし、その後の意見ではこういふふうになつております。現在、株式会社は、試案のように、計算書類自体か、または少なくともその要旨を新聞紙等に公告した旨を掲載した書類を商業登記所に提出することを要求することは、現実を離れた措置であつて、中小会社の一般的な取り扱いを決定した後初めて考へるべき問題であり、これだけを引き離して早急に解決しようと思へること自体が無理である。この点につきまして、やはり大中小の区分を考へられた後で適切な処置をとつていただきたいと思います。

○参考人(中野拙三君) 初めの貸借対照表、損益計算書などの計算書類について、会計監査人の証明を受け取つて、監査役がこれを相当である、適

法であると認めるときは総会の決議は不要といふことについては、賛成でございします。それは、会計監査人の監査及び監査役の監査が責任が重大であるとともに、監査役の権威も高まるし、両者が密接な連携をとつて責任ある回答を答へた方が実際であると思ひますから、賛成であると思ひます。

それから、子会社については、現行法では調査権といふのがありまして、必要があれば調査といふことになつておりますが、私たちはいつでも調査し得るというように改めることを希望したいと思ひます。現在、なかなか子会社の調査といふのは、この条文では十分に行うことがむずかしいといふふうにか考へますので、そのような改正をお願いしたいと思つております。

○参考人(中瀬宏通君) 質問の第一点でございしますが、監査能力があるかといふことについて言へば、私どもはいま公認会計士が約六千人、それから士補が二千人、会計八千人おります。これ一年間に一人二百日ずつ監査ができるといひますと、約百六十万人日のマンパワーがあるわけでございます。これに對しまして現在証取監査、商法監査で使われております延べ日数は約七十七万人日でございます。と申しますことは、約九十万人日余つてゐると、こういうことでございします。私どもも公認会計士になつて監査をしたいというのが大ぜいいるにもかかわらず、その半分以下しか監査に關与できないという現状でございします。で、今回の改正で私どもどの程度ふえるかわかりませんが、約十万人日ではないかといふふうに思つております。そういう意味では、資本金一億円以上でも十分こなせるだけの力を持つております。

それから、第二点でございしますが、報酬はどうだといふことでございしますが、これはやはり企業の内容によつて報酬高というのはいふまでもない程度に難易度があるかによつて違ひますので一概には言へませんけれども、四元参考人が言われたように一千万円などという多額な報酬をいただけ

れば、私も悠々自適でございます。決してそんな高いものではございませんし、私もやはり企業の収益状況等を見ながら、十分企業が成り立つような監査報酬をちょうだいしておりますので、その辺の御懸念はないと私は思っております。

それから、第三点の中小企業にディスクロージャー制度が負担になるのではないかということでございますが、今回の改正では、特に中小企業に負担になるようなディスクロージャーの改正は私はないと思っております。むしろ今度は、貸借対照表の公告を要約でいいという非常に省略規定もございます。それからさらに、附属明細書の記載事項とか、あるいはそういった内容がまだ決まっていない部分がございますが、この辺について中小企業の場合には省略規定等が置かれて、そのような負担を来さないように処置されると思っております。

○参考人(四元正憲君) まず、第一点の公認会計士と税理士の職域の問題でございますが、これは、いまよく言われているように、戦術的問題と戦略的問題とちよと似通ったような問題がございます。一つは、現実の職域といいますが、職務上の税理士が公認会計士に侵されるという問題、もう一つは制度的な問題でございます。

まず、最初の方を申し上げますと、さっきもちょっと触れたところでありますけれども、監査する側、つまり会計監査人の側としては、公認会計士、それからその配偶者、二親等以内の親族、使用人、大体こういった者が特別利害関係人になってほしいと。それから監査法人の場合には、当然その社員、それからその配偶者、それから二親等以内の、つまり親、兄弟、それと使用人といった者を特別利害関係人にしてほしいと。それで相手方は、もちろん被監査会社でありますけれども、そのほかにもその役員、それから子会社、その役員、親会社、その役員といったようなものであります。これらを組み合わせると四十八本の組み合わせができるわけでありまして、けれども、とこ

ろが今度の法律改正では十三本の組み合わせがめんど、規制されるということになりまして、あとは野放しであります。

具体的に申し上げますと、子会社につきまして自分はもちろんできません。公認会計士自身はできない。奥さんでもできません。しかし、自分の兄弟は差し支えない。子供も差し支えない。それから使用人も、その担当でなければ税理士業務をやらしても差し支えない。もっとひどい例は、こういう場合が考えられます。Aという公認会計士はAという被監査会社の会計監査人でありまして、したがって、その会社の税理士業務はできません。しかし、今度はBという公認会計士がおりまして、Bという監査会社を担当しております。その税理士業務はできません。しかし、これをクロスしますとできるわけでありまして、交換しますとできるわけでありまして。

そういうぐあいにしまして、これはほとんどこの規制がないと等しい。よく公認会計士が、公認会計士の監査が入っていけば、そこは税理士業務ができなくなるんだから税理士業務がふえるじゃないか、こういう説があるわけでありまして。一見もっともらしいのでありますけれども、実情は全く違います。それは確かに、いままでその税理士業務をやっていた公認会計士は、被監査会社になりまして監査を引き受けたらこれはもう税理士業務はできませんけれども、じゃあというわけで、その税理士業務をほり出してだれでも持つていけば、これはやりません。ましてや、税理士会あたりを持つていきまして、どうぞなんということはいいたしません。必ず自分の知り合いが弟子かなんか知りませんが、そういう者にやるに決まっていますから、これは決して税理士業務がふえるというふうに税理士会一般に均てんしないという実情でございます。

でありますから、そういう点とにかく今度の監査特例法でもがっちり縛ってほしいかたんでございましてけれども、現在の公認会計士法、それから証券取引法の規制がございます。それよりも超

えちやいぬという大蔵省の方から厳しい注文がついたものでありまして、法務省としてはいかんともしがたい、これで勘弁してくれ、こういうことでありますから、しょうがないですなということであるからしておりますけれども、実態はそういうことでございまして、その辺をもっとかつちりひと縛っていただきたいと思うわけでありまして。そうであるけれども、税理士たるもの、やはり非常に職務上の不安にいつも悩まされているということになるわけでございます。

それから、これはやはりもっと戦略的といいますが、もっと制度的に解決していただくべきじゃないかと思っておりますのは、税理士というのは、申し上げるまでもございせんが、独立した公正な立場でやりますけれども、しかし、納税者の信頼にこたえてやりますので、結局どっちかと言えは弁護士的な、つまり納税者べったりというわけじゃないと思っております。ところが、公認会計士は、公正な立場で第三者として監査なさるわけでありまして、公証人とか言えはこれは裁判官的とい

いますから、どっちかと言えはこれは裁判官的といいますが、公証人的といいますが、そういう立場でございます。申し上げるまでもありませんが、弁護士は裁判官を兼ねられませんが、資格は持つていても兼ねられない。逆も同じであります。公証人も同時に兼ねられませんが、同じように、公認会計士は同時に税理士業務はできません。

資格は、もちろんそれは現在の税理士法によつて公認会計士は税理士業務の資格を与えられますけれども、その資格を剝奪しようというんじゃない、業務としては同時にできないということ

で、そこまでやっていただければ——税理士業界と公認会計士業界は事あるごとにいがみ合っております。今度もそうであります。二年前の税理士法改正のときも、逆に公認会計士会に食いつかれて、われわれ大いに閉口したわけでありまして、けれども、これから先もそのたびごとに百年戦争を繰り返すんだらうと思ひます。それを解決する

ためには、いまみたいなことしか方法はないんじゃないか。税理士業界一同それを非常に望んでおりますので、さっき申し上げました基本問題というの、そこでございます。基本問題としまして、その点も十分お考えいただけないか、こういうわけでございまして。

それから、もう一つの中小企業に対しますところのことでありまして、これは何といたしましても一番大きいのは、やはり私がさっき上げる申し上げました非上場会社、つまり同族会社ですね、これの五億、十億程度のものはこれは大したことありません。自分が家を一軒持つていれば一億するんですから、五億、十億大したことありません。そういうものに対して、負債額でもさつき申し上げたように百億も二百億もあれば、それは今度は二百億以上になっておりますけれども、あるいはそれは十分債権者のための監査というのには必要だということばかり言いますが、わが身内の株主のためにどうしてそういうものに監査が必要なんだろう、こういうふうに思うわけでありまして。

でありますから、中瀬参考人は一千万円もからぬとおっしゃいますけれども、それは実際三百万か五百万かかるんだらうと思ひますし、それから常勤の監査役を置かなければいかぬ。常勤の監査役は、やっぱり五百万や一千万かかるんだらうと思ひます。どうしたって合計一千万超える。こういうものをみすみす私わたくしはいかぬ、負担しなかつちやいぬということになりまして、中小企業といたしまして、今度の非上場会社に対しまして監査基準の引き下げということは確かに困るわけでございます。

あと、法務省の試案の段階で一番困るなと思ひましたのは、例の計算書類を登記所に提出するということだったのでございましてけれども、これは幸いわれわれの方でもいろいろ意見を申し上げましたところ、没というところになりましたので、その点は安心いたしております。あと、これに類する細かい問題がございまし

て、それは日税連からその都度、法務省参事官室の試案に對して意見を申し上げました。これは大体お聞き届け——もちろん日税連の意見を聞いたというのではなくて、そういう意見が多かったからだろうと思ひますけれども、お聞き届けいただいておりますので、日税連としましては余り異存ございません。

ただ、東京税理士会が別個な見地から、中小会社を圧迫する自己株式の引受制度に反對する、あるいは取締役に對する三カ月ごとの中間報告制度の強制は中小会社に無用の負担をかけるので反對する、というようなことを、文書をつくりまして関係方面に提出しておるようでございます。これは、さつき申し上げました日税連のいわゆる二重構造でございます。税理士会は税理士会として一つの生き物、独立体でございます。だから、そういう意見をまとめてやることはあえて違法とは申し上げませんが、日税連ではこの問題は取り上げていない。日税連としましては、中小会社に對する問題は、さつきの私が声を大にして申し上げました負担過重のことだけを除きまして、あとはいまは余り問題にしていない、こういう状況でございます。

以上でございます。

○寺田熊雄君 それぞれの御意見で結構ですが、余りきょうは議論の場じゃありませんからこれ以上申し上げないですが、ただ、中野参事官にお尋ねしますが、昭和五十年六月十二日、法務省民事局参事官室の会社法改正に関する意見照会に對する意見というのですか、そういう書面を拝見いたしますと、先ほどあなたのおっしゃった御意見とは違つて、「株主総会は形が化している」とはいえ、会社の最高の機関であり、また最も重要なディスクロージャーの場である。そして、株主総会の承認を要するということは、取締役が会社の経営執行または計算書類の作成について安易に流れることを防止し、その責任をよりいっそう重く感ずる心理的要因となつており、その結果、公正が担保されることになるので、現行どおり株主総

会の承認事項とすべきである。、こういう意見を述べていらつしやるので、ちよつとあなたの個人の御意見と違ふのを協会として述べておられるのだけれども、これはどういふふうに理解したらいいでしょう。

○参考人(中野拙三君) 今回申し上げたことが違ひますのは、今回の改正案に、監査役の権限の強化というのが法案にはつきりうたれておりますので、その上に立つて今回の意見を申し上げたのでございまして、前回は、前回の監査役の権限の上立つての回答でございまして、今回の方が監査役協会としての正式の意見でございます。

○寺田熊雄君 承つておきましよう。結構です。

○丸谷金保君 どうも皆さん御苦勞さまでございしました。

最初お三方に、あとお二方と、二回に分けて質問したいと思ひます。業界を代表したお二方になるたけいろいろお聞きしたいものですから、先の方を簡単にひとつお願いしたいと思ひます。竹内先生にお伺ひいたしますが、学界の学者の中で、今回の商法の改正に反對だといふふうな御意見の方も相当ございしますか、御存じでしやうか。それが一点。

それから、総会を根絶するためにこれは必要だと思つておつた。本当に先生は根絶できるとお思ひになつておるかどうか。おつしやつたのだからさうだと思ふんですが、その点をお伺ひしたいと思ひます。

それから、星野参事官に、ディスクロージャーを中小企業と大企業と区分して考えていくべきだといふことですが、この場合に、一体東京商工会議所ではどの程度は大企業で、どの程度は中での程度の分け方はありますけれども、それとは別に、お考えになつてゐる点をひとつお述べいただきたい。

それから、中野参事官にお伺ひいたしますが、いま寺田委員からもお聞きした子会社の監査の強化、これは地方自治法などでは、四分の一以上を

自治体が出資した会社には常時監査ができるというふうな明文規定があるんです。そういうふうな意味でのやはり明文規定を設けると、こういうふうなお考えかどうか、この点をお伺ひしたいと思ひます。

以上、簡単に三方ひとつ。

○参考人(竹内昭夫君) 第一点から申し上げます。

反對の学者というものはあるかどうかでございますが、もちろん私も、今回の要綱がまとまるまでに、日本商法学会という学会におきまして、商法学者ほとんど全部を網羅するような学会でございまして、そこで何度かシンポジウムをやりました。もちろん、たとへば社会的責任に關する規定のあり方についても、あるいは私が申し上げたのは反對の御意見の方があるかと思ひます。それから開示のあり方とか単位株といふもの、いままでないものでございまして、これはまたものを認めるということについても、これはまた御意見があるかと思ひます。そして、いろいろな意見はもちろんですけれども、しかし私は、全体として今回の改正案に反對だとか、それは実現しない方がいいとかいふような意見はついに聞いたことはございせん。個々の問題については賛否という問題については、これはもういろいろな意見がございしますことは確かでございますが、私も持つております。

それから二番目、総会を根絶できると思ふかといふことでございますが、そういう御質問を受けまして、私が感じたことを正直に申し上げることをお許しただけなら、もし立法院の方々ができないと思つておられる、あるいはむだだと思はれるのであれば、この総会を根絶の規定を私としては削除したいだいても構はない。それはむだかどうかといふのは、立法院の方々がその責任において御判断になるといふのであれば、私としてはこれはいたし方ないこと、かように考えます。それでは、今度は逆にさうじやなしに、む

だではない、かなり効果はあるだろうけれども、もつとよい方法があるはずだといふ御意見であれば、そういうものをつけ加えるような改正をしていただくということにつきましても、私はとやかく申し上げる立場にはないといふことでございます。

それでは、私として、おまへはどう思ふかといふことでございますので申し上げるわけでございしますが、私は、経営者の方がやる気になれば、これは当然できるはずだ。要するに、総会をどう口を締める決意をするかしないかといふことでございまして、ほかの国ではないものがわが国ではあるといふことは、お金を出すからさういふものがあるわけでございまして、金を出さないうちなるはずでございまして、もちろんいわゆるトラブルメーカーといふものはありましよう。いやがらせをする人はありましよう。しかし、それで食つていくといふことはできなくなるはずじやないか。したがつて、今回これだけ丹念に規定してあるわけでございしますから、本氣になつてやるつもりになつてくれれば根絶できるはずだ。これでも根絶できないといふことを温存しておきたいと思ふ人がいるんだと私は考えざるを得ない、このように考えるものでございします。

○参考人(星野孝君) ただいまのお尋ねの点でございますが、東商の法人会員が現在二万七千五百社ございしますが、この中で五千万未満の会社が八五%を占めております。それから全国的に一般的に見ますと、株式会社中で資本金五千万未満の会社が九七%を占めてゐるという数字でございします。こういう点から考えますと、まず五千万というのでは高過ぎる、これより大幅に低い金額を考えなければいけないのではないかと思ひます。先ほど申しました東商の法人会員のうちで、一千万未満でもなお五〇%を占めてゐる状態でございます。したがつて、この問題につきましても、なかなか実際に調査して考えまさんと、なかなか

か具体的な数字は出てこないのではないかと思います。

○参考人(中野拙三君) 地方自治体の常時監査のことはよく存しておられませんが、私が申し上げることは、子会社並びに関係会社に対して必要があるときは親会社の監査役が監査できるように、そういう規定を設けていただきたいという趣旨でございます。

○丸谷金保君 中野参考人にちょっともう一度お聞きしたいんですが、その場合に私がお聞きしたいのは、地方自治体のように、地方自治法のような明文規定で、どれだけ以上出資している場合にとりふらふなことを、この法令の中に盛り込むことが必要だというふうにお考えかどうかということなんです。

○参考人(中野拙三君) それは、商法の子会社という規定がございます。その資本の過半数に当たる出資をいたしている親会社はその子会社に対して、そういう趣旨でございます。

○丸谷金保君 中野参考人と四元参考人にそれぞれお聞きしたいと思うんですが、最初にまず中野参考人にお伺いいたします。

いま非常に微妙な言い方で、株主総会で監査人の選任をするというふうなことは制度的に強化されたこと、こういうふうにおっしゃっているんです。四元参考人の方は、実態的になかなかそういえないんじゃないかというふうな趣旨の御発言があるんですが、これはきわめて制度的にということとを強めて、制度としてはできた。しかし、実際には、なかなかそうはいかないかと思ひになります。なから言っていたんでないかと思ひます。実は衆議院の記録で読みますと、中野参考人が五月六日の記録の十三ページのところで、「私もそのすべてを完全に見破るということではないわけですが、財務諸表の全体としての適正性というところに責任を持っておりまして、一つ一つ不正支出があった、あるいはこういうことがあったというところについて責任を持っているわけでは」ございませんと。それからさらにその最後の方に行つて

「私も」としては、正当な注意を払つてもなお見つからなかつたというケースについては御容赦を願いたい、と非常にここは弱気な、なかなかそれは言つてもできないんだと、こういう御発言をしておるわけなんです。

ですから、そういう点、これを読んでいるとお話を聞きますと、どうも余り自信ないように、公認会計士が見たつてそれはわからないのはわからないんだから、制度としてはというふうなところへ強くアクセントを置いて発言なさつたのかなと、こういう感じが一ついたした次第でございます。

それから、選任母体が株主総会に変わりました。しかし、これは実態はどうお思いですか。実際には、株主総会に提案するのは社長、取締役会が決めて提案します。そうすると、いまの日本の実態の上でこれが否決されるというふうなことが、こういうことが予測されますというふうなことが、予測されるというふうなことはあり得ないんじゃないか。恐らくまずあり得ないだろう。そうしますと、公認会計士がこの特例法によって五億になったというところで非常に自主的な監査の独立性というこの幅が広がったというところは、選任母体が変わつたということによつて余り意味がないんじゃないか。実際は変わつたつて結局は前と同じじゃないかというふうな気がするんですが、特にこれが変わつたことによつて、この監査特例法で五億にまで下げて、しかもそういうふうな商法が改正されることによつて非常に大きな違いが出てくるでしようか。この二点についてお伺いいたします。

それからもう一つ、私は初めてよくわからないうんですが、公認会計士協会の会長というところでございます。何かこの間、選挙でおわかりになつたというふうなことをちらつと見たんですけれども、まだ任期があるということなんです。そうすると、本間に御苦勞までございませんと。それから、それじゃ四元さん、一緒に伺ひし

ますが、四元さんのいまのお話を聞いていますと、どうも真ん中は非常にはっきりしているんです。一番最初と最後だけがずんぶん気になるんです。実はこれは一体どうなんだろう。反対する以上はそれらしい理由を何とかと、ちょっとこれ、びんとこないんですよ。何かこれは本当は理由をつけないでいいだけ、ここへ来てそれらしい理由をつけないでいいだけ、もつとも四元さん任期はもう切れていられるんですね。だから、どなたか書いた原稿を、そういう点で、何か非常に真ん中はきちんとして読み上げていたようですが、後とさきだけはどうも御本音が出たような感じがするんです。

それから、一番最後の方になると、今度は基本問題の調査会ができるというふうなことを自民党さんの方でやっていると。これがうまくいくようになると、何といひますか、二兎を追う者一兎をも得ずというふうなことになるので、そこら辺はどうも反対といつてもこんな気持ちでございませんと。そういうふうなことで、そうすると、真ん中は理路整然としていられるんですが、一番最初と最後の原稿で読まなかつたところだけがきわめてはっきりしないので、それは要するに、はっきりしない部分は四元さん個人の御見解で、真ん中の読んだ部分は税理士会の統一見解なのか。そこいら辺を、ひとつ正直に率直に言つていただきたいというところが一つ。

それから、実はきょうも、五億ということになつて、非上場会社と合わせると、実際に税理士がかかっているのは三百社のうちの十社くらいだろつと、こういうお話がございませんと。これは衆議院の方の御発言を見ますと、私の方でいろいろアンケートをとつた結果によると、わずかに七人しかいないというところがございます。はつきり七人と、こうおっしゃつておられるんです。これを受けて、これがそのままびたつと次の今度は国会の答弁の中で、政府委員側は七人と、こう言ひ切つた答弁をしているんですよ。そうすると、参考人

としてお述べになつたこの数字というものは、その後の国会審議にはもうきわめて重要な固まつた数字として出てくるわけでございます。

しかし、実際に私が聞いている範囲では、そういうアンケートで七人と八十人くらいだというふうなアンケートを税理士会がいつたというふうには覚えておられないんですが、いろいろ調査資料を集めた中で、私の手元にあるアンケートによりますと、会社法改正に関する実態調査回答状況、三月十二日現在、全部で回答のあつたのが百七十一、当該会社が三百十。これは、当該会社の三百というのは大体当たつていませうね。回答のあつたのは百七十一。そして、そのうちこの資本金別の内訳を見ますと、五億から十億というのは三十三あると、こういう数字が出ています。しかも、御丁寧に、このアンケートは外部に漏らしてはならないと、こういうふうな、何といひますか、申し合わせ事項までできていられるんですが、どうもそれから言つと、これ以外にこういうアンケートをとつておいでになつて七という数字が出てきたのかどうか。これは、きわめてこういう参考人の発言から出てくる数字というのが今後の国会審議の上で重要な要素を持つてくるので、重ねてその点もひとつ明らかにしていただきたい。

○参考人(中野拙三君) お答え申し上げます。先生の御質問ですが、若干誤解があるようございませんと。私が選任母体が株主総会になつたというところについて制度的に強化されたもので賛意を表すると、こう申し上げましたことと、衆議院におきますところの不正支出等が皆無であるということの保証はなかなかできないと申し上げたこととは、全く別の次元でございませんと。再度もう一回申し上げますと、御承知のように私どもの独立性、これは法律がどういふふうになろうと、常に私どもが独立性を維持しているんだと。これは昭和二十三年の公認会計士法ができて以来、私どもはこの精神的な独立性をじつと維持してきた。もう一方、こういう一つのエチケットなりモラルとともにルールというものの、いわゆる法律、要

するに独立性というものは、そういうルールとそれからモラルと、二つが両輪になってやはり世の中に独立性が維持されると、こういうふうに見られると思うんですね。今回は、この法律的なルールの方の改正が行われた。私どもの気持ちとしては、そういうふうなルールがどうなるかが、自分たちの精神的な独立性は完全に維持しているんだと申しませんと、法律的によくなれば独立性が維持されるんだということになりますと、じゃあいままでどうだったんだ、こういうことになるわけでございます。私どもはそういう法律的なあれももちろんありがたいと思いますけれども、そんなことよりも自分たちの手で独立性を維持している、こういうことを申し上げたかったわけでございます。

特に、今回のこの株主総会への選任母体というのは、計算書類の確定と表裏一体だと私初め申し上げたと思いますが、私どものあれという点もございしますが、やはり総会の承認を要せず計算書類の確定をするところからこの改正が行われたと、こういうふうに考えているわけでございます。

それから、私が非常に弱気な発言を衆議院でした、こうおっしゃいましたが、私は全く弱気ではございません。強気でございますが、ただし、要するにわれわれが監査をすればすべての不正支出や使途不明金が全部見つかるんだというふうにお考えになられると困る。私どもはデュー・プロフェSSIONナル・ケア、要するに職業會計人としての、プロフェSSIONナルとしての正当な注意を払うということをあれしておきまして、すべての証憑を全部精査するということはしてないわけなんです。いわゆるテストで、テストでしておきません。完全にすべてが網羅できるといっていいわけではない。しかしながら、非常に重要な虚偽なり不正なりというものがあれば、これは当然発見できるかもしれないけれども、小さなものはそこまではなかなかないだろう。これは経済的な理由もございます。いろいろな面がございまして、

やはり投資家がある程度安心してできる、財務諸表を信頼できるという程度のところを監査をしていって、こういうふうな御理解を賜りたいと思う次第でございます。

○参考人(四元正憲君) お答えいたします。

私が申し上げましたことは、全部日税連の意見のつもりでございます。私の個人意見は入っておりません。それらしい理由と申し上げましたのは、とにかくちょっと十分程度じゃ無理だな、もう少し時間をいただきたいという理由としまして、そういうふうな申し上げたわけでありまして、かた苦しく言えば、正確に理由を申し上げなくちゃならないので、言うべきところを、それらしくと、ただ軽い気持ちで申し上げたわけでございます。特に他意はございません。

それから、基本問題と十億の兼ね合いでありますけれども、これは十億維持というものが可能であれば、何かそこに、われにでもすがりつくといいますが、何か可能性があるとすれば、日税連のといった戦術は違ってきております。しかし、去年の十二月、一月、二月、各方面に接触いたしました、さつき私の言葉の中で、政治的事情もあるやに伺っていると申し上げたのはそこでありましてけれども、十億維持はほとんど見込みがないというふうな判断したわけでございます。自民党の先生方を私初めいろいろと、税理士業界の幹部の者あるいはまた若い者たちがそれぞれ歴訪いたしました、十億で何とかというふうなことをおっしゃったのはたまた一人しかいらつしやらない。たまた一人です。七、八億ぐらいでどうかとおっしゃった方が一人いらつしやいます。あとは全部五億です。ほとんど見込みないというふうな判断をしまして、そういう情勢判断に基づきましてとった戦法であります。

さつき、玉碎戦法は避くべきだとみんなが言ったのも、やはりそういう同じ考えだと思っておりますけれども、だから、いまからでも遅くございませぬ。もし十億の可能性があれば、日税連は直ちに戦法を変えます。しかし、恐らく十億の可能性は

今度の国会においては見えたので、大変失礼でございますけれども、最初からないと見ましたので、ああいう基本問題で、増土重来といいますが、この次の商法の改正を期しまして、さつき私が申し上げましたような点をひとつ本格的に見直していただければと、こういう考えでございます。それもまた、日税連としましての一つの大きな流れといえます。考え方でございます。

それから、七社の問題でございますけれども、これは先生の方にはまた何か特別な資料が提出されているようでございますけれども、日税連で実はアンケートをやりましたとき、非常にアンケートの回収が悪いわけでございます。これはどこでもそうかもしれないけれども、この問題は前もとにかく悪くて、それで資本金五億、十億というのは七億というのには、私は社会党の衆議院議員のところへ行きましたとき、七億という言葉が向こうから出まってきたとき、七億とありまして、いまま聞き直してみますと、七億とありません、七社、六社だったとござい

それで、先生の言われたのは、多分、負債百億以上ですね、百億以上につきましては三十何社とかあったらしゅうございまして、多分それではないだろうかと、こいま事務局の方から担当課長が申し出ておりますので、そういうことでいいんじゃないか。それで、私もさつき申し上げましたように、アンケートの成績が悪いものですから、衆議院では、アンケートで返ってきたのは七社と申し上げたのでございまして、あるいはもうちょっとあるかもしれない、返事をよこさないで。

それで、十指に足りないとか、そういう表現、十社以内というような言葉を使ったわけでございますけれども、それとしまして、実際、現在、税理士が税理士として税理士業務としまして関与しておるのは幾らもない。その顧問なり、あるいは職員なりで入っているのは相当あるようございまして、たとえば元の税務職員と

いうような方が税理士資格を持ってなおかつ入っておる、しかしそれは税理士としてじゃなくて職員としてやっているんだというふうな話でございます。まして、関与しているのは大体その程度だろうと、こういうふうに思っております。

○円山雅也君 私、もっぱら竹内先生にお尋ねをいたします。

まず、先生がお書きになった今度の改正商法への御見解を拝見しました。まず、私の理解が正しいかどうかを確認いたしまして、それから御質問をさせていただきます。それは、いわゆる株主提案権の問題でございます。しかも、かつ、これは既存会社で単位株制度をとらなかつた場合の会社の株主提案権の問題でございますが、先生の御意見ですと、単位株制度をとった会社の場合にはこれは三百単位になる、それから単位株制度をとらないこれは三百株になると、値段にして約千倍の開きが出る。そうしますと、千倍の開きがあるのに、これを両方既存の会社で、単位株制度をとらない会社が三百株で提案権を与えらるというのには、バランス上の見地からおかしいんじゃないか。もしそれが、そういう解釈が通るならば、当然に単位株制度をとった会社は単位でよいとなきやおかしいじゃないかと、御意見がございました。これは先生のいわゆる法律ができる前の立法論的な希望意見なのか、それともこういう現在の改正法ができた後の解釈としてもそういうことが成り立つのか、その点をちょっとまずお聞かせをいただきたいと思っております。

○参考人(竹内昭夫君) お答えいたします。私のつたないものをとお読みいただいて恐縮でございますが、私の意見はもっぱら立法論的意見でございます。加えて私としましては、既存会社で単位株をとらない会社において、三百株でも私はこれは構わないんじゃないかと思っております。私でございます。そうだとすると、単位株制度をとっている会社について、これまでの持ち株要件を要求する必要はないのではないかと、こ

ろに力点があるわけでございまして、その小さい方の会社についての要件をふやせという方ではないということも、あわせて申し上げておきたいと存じます。

○円山雅也君 わかりました。

実は、先生のそれを読んだものですから、先日法務省側に、こういう意見があるんだけれども解釈論としてどうかと言ったら、法務省は、いやそんなことはとれないと。そうすると、先生の意見をもとに裁判所が採用になっちゃった、今度は解釈論でもって修正されちゃったということで、そうしますと、この法律ができれば、もう一回確認をいたしますけれども、既存会社で単位株制度をとらない会社は三百株で提案権を持つ。そうしますと、先生が指摘された一千倍のアンバランスですね、これはしょうがないんでしょうか、暫定的なあれとして。

○参考人(竹内昭夫君) 解釈論としては、やむを得ないところであらうと思います。そしてまた、既存会社で単位株制度をとらない会社というのは、恐らく同族的な会社とか何かでございまして、そういうところで提案権を——もともと提案権というのは、自分の意見をみんなに聞いてもらうというところでございまして、提案をさせる、総会で発言をさせる自由というものは、ある意味ではもつとオープンに認めていいものではないか。ましていわずや、同族的な会社のように、異分子と申しますか、総会屋などが入ってこないようなところでは、お互いに自分の意見をみんなに聞いてもらうというような権利は、余りびくびくしないでもって認めていいんじゃないか。そうだとしますと、千倍のアンバランスはありますけれども、私は格別の不都合というものは恐らく起きないのではなからうか、かように考えております。

○円山雅也君 この点はよくわかりました。

次に、株主権行使に関する利益供与禁止の規定新設ができました。これは民事的にも刑事的にも両面から新設、この点について先生の先ほどのお

答えも、これだけ丹念に規制しているんだから、総会屋対策はあともうやる気になればできるはずだという御意見でございました。そこで、私は実は弁護士をずうっとやっている。そうすると、弁護士立場からはこれはちょっと大変こわい規定でございまして。と申しますのは、私も何十か顧問会社を持っております。そうすると、当然顧問会社のお世話の一端として株主総会の運営について意見を聞かれたり、それから株主総会が円滑にいくように協力を申し上げるということも一つの仕事になってまいります。ところが、弁護士だけでは顧問会社の株主総会に出席できませんですから、同時に幾らか株を持ちまして、そして顧問弁護士兼株主として株主総会に出席するというケースが多くなってまいります。多く実情はそうだろうと思います。

そこで、従来は、現行法では四百九十四条で、不正な請託を受けてという、不正なという縛りがございました。これが今度の改正では取っ払われて、不正なというのはなくなりました。新設規定では、民事的には株主の権利行使に関してにかくもらっちゃだめなんだと、民事の規定。それから、今度はもちろん罰則もそれにございます。つまり、不正なという縛りがなくなりました。そうしますと、たとえば文理解上の解釈からいいますと、先生今度の総会願ひますと、こう顧問会社から言われまして、それでいろいろ相談も受けて、株主総会へ乗り込んで、それでまあ議事の進行、円滑に御協力申し上げて、帰りに、先生御苦勞でございました、お車代と、こうなりますと、どうも文理解からいいますと、推定規定もございまして、無償の供与があった場合、当然権利行使に關したものとやられると思います。

推定まで御丁寧にあるものですから、どうも文字どおりそういう行動をした場合にはこの規定に違反して、民事的には当然のこと、刑事的にも罰則を受けるんじゃないかという心配があったもので、それから、これも先日法務省側にお尋ねをしたら、法務省側は、いや、そんな心配はないでしょ

うと、こう言う。ところが、そのときはそうかなと思って家へ帰りましたんですが、一晩寝二晩寝て考えると、どうもストレートに解釈がぶつかりそうなんだから、この点は先生いかがでしょう。

○参考人(竹内昭夫君) いままで私、考えなかった問題でございまして、新しい問題を提起されたと思っておりますが、しかし私は、いまお話の中で弁護士資格だけでは総会に出られないから株を買わんだと、ここに私はひっかかりを持つわけでございます。むしろ弁護士として株主総会に出ていって、チェアマンのそばにアドバイザーとして座っておって、しかるべきアドバイスをするというのには、私は当然行われていいことであつて、弁護士がフロアにおいて弁護士なのか株主なのかをわかんないような資格で実は協力するというふうなことを続ける必要は全然ないんじゃないか。そういうふうな形で、まさに弁護士業務の一環として法律的な問題について尋ねられたときに意見を述べて、それについて報酬を得るということであれば、それが株主総会の場で行われようと、その前に行われようと、そんなことはひっかかるはずの問題ではない。

その意味で、お話のございました中で、むしろ弁護士としてやっているつもりなんだけれども、形として株主としての資格で出ていくようなことになっておるからと、そこを工夫していただければ、推定規定もかぶってきませんし、民事、刑事の規定というものが働く余地はないと、かように考えております。

○円山雅也君 実は私もそういうふうに考えまして、この改正法が通ったら、やはり株主の地位は退いて、先生のおっしゃるとおり、弁護士としてやるべきだと思つたわけです。だけれど、法務省の見解のように、問題がなければ、強いてお返しをしてどうのとやる必要もないと思つたんですが、しかし、その資格を兼ねて株主として出席をして、そしてやれば、やっぱり今度の改正法にはひっかかりますでしょうか。

○参考人(竹内昭夫君) 少なくとも私が申し上げられることは、ひっかかるという見解も十分あり得るのではないかと。そうだといたしますと、もちろんひっかからないという解釈もあり得ると思いますが、ひっかかるという解釈もあり得るとすれば、安全のために、株主としての資格は持たないで、もっぱら弁護士としての資格において事をするとの方が、まさに陛下に冠を正さずというところから申しまして賢明なやり方ではないか、このように考えます。

○円山雅也君 ありがとうございます。

先生先ほどの御意見の中に大小会社の区分、これは今度の改正に直接触れておりませんが、はなはだ立法的には解決が困難であるという御意見を申されました。私も困難であるとは思っています。思いますけれども、四十九年の改正のときに参議院の附帯決議は、かなりその点を具体的に何とかお願いをしたいという御希望を申し上げておりました。そして、事実いある会社のいわゆる非上場で小さな規模の会社の場合、特に小会社の場合、会社をつくって商売をしたいからというんじやなくて、対税上の利益を得るために逆に株式会社組織を利用する。その結果、商法違反は当然のことながら、もう背任横領、業務上横領ですね、せんじ詰めれば、いろんな犯罪が潜在于していると思ふんです。

それからまた、対債権者関係でも、御承知のとおり、最高裁が法人格否認まで出して債権者保護に乗り出さざるを得なかった。私なんか考えますと、潜越ですが、最高裁の法人格否認の法理というのには、解釈論でなくて、むしろ何か司法が司法作用を飛び越えて立法に介入したみたいな、立法がぐずぐずしているから、もうしょうがない、対債権者関係では否認せざるを得ないんだと、乗り出したというふうに感じておりますが、立法府の責任ではないかと思っておりますが、そんな意味で、たとえば現実問題として、明らかにそういう

実際のケースでは法人格を否認されるようなそんな会社を温存——これは大変な数だと思えますが、その区別、本当の意味の会社と、そういう本来の否認されるような会社とのその区別すらも、立法的には困難でございましょうか。

○参考人(竹内昭夫君) これは私は困難だと申し上げましたのは、一つは、理論的に見た困難というものもございします。それからもう一つより大きな困難は、申し上げるまでもなく、政治的な困難と申しますか、そういうたわが国にあるたくさん人の零細企業が会社形態をとっているもの、この人たちにいわば賛成してもらえようかな案というのは一体どうやってできるだろうか。これが一方では税の問題と絡み、他方では無理なことを法律で要求しましても、これは無視されるだけでございしますから、したがって、守ってもらえような規定にしなければならぬ。しかし、その守ってもらえような規定でもって有限責任を享受しようという以上は、債権者との関係は少なくともきちんとしてもらわなければならぬ。

こういつたことを考えてまいりますと、白紙の上で案を書きまして、そして模範答案を出すだけであれば、これはある程度のことではあるけれども、これを各方面の意見をサウインドしながら実行可能な案に取りまとめていくというところは、きわめてむずかしいことではあるまいか。せんに詰めてまいりますと、最後には七人の株主が集まって株式会社をつくれば、有限責任の原則を享受できることになっているわけではございますが、御承知のとおり、見せ金とか何とかで実際には七人は集まっていけないにもかかわらず有限責任の原則を認めているということであれば、一人であつたてきちんとしているのなら有限責任の原則を認めていいじゃないかという考え方も出てまいります。

そうなりますと、有限責任の原則を認める根拠として一体何を今後残すべきかという問題にも絡んでくるわけではございまして、そういう意味で、私どもこの問題も学界でも前から議論してお

りますし、私も昔、要するに、こういう零細会社というのは商法に違反することによって初めて生まれ出て、かつ違反することによって存続し得ている会社ではないかということを申したこともあつたわけではございしますが、頭から一概にそう決めつけるのは失礼であるにいたしまして、そういう会社が多いということは事実だろうと思ひます。

そういうものにいわば無理なく、しかし、債権者との関係では、合理的な規制をきちんとするという形の立法を今後考えていくということが課題であらうと思ひわけでありまして、そういう意味で、私どもはむずかしさを身にしみて感じておるといふわけではございします。

○円山雅也君 そこで、たとえば、先生、株式会社を分離して簡単な手続の有限会社法をつくりました。あの有限会社法をつくったような意味で特別な小会社法をつくるという考え方と、それからいまの株式会社法の最低資本金をほとんど切っちゃり、会社法を認めない、法人格否認というのと、学問と申しますか、先生方の御意見は、その改正をするとしたらどちらの方向でございしますか。

○参考人(竹内昭夫君) 恐らく私だけではなしに、ほかの多くの方もそうだろうと思ひますけれども、有限会社法あるいはさらに、これよりももっと簡単ないわば零細企業の体に合った洋服とでも言うべき法律をつくるという方向をねらうべきであるというのが、恐らく学界の多数意見ではなかろうかと思ひます。

それで、最低資本金でほとんど切つてしまつて、あとは会社法でなくしてしまふなどというのは、これはもう何と申しますか、学者子供が頭の中で考へる分には勝手ではございしますけれども、世の中に通る議論とはとうてい思ひえないわけではございします。したがって、零細企業であつても、有限会社よりもっとあの法律をわかりやすくしまして、あの法律自身が余りわかりやすいと私は思つておりません。もう少しわかりやすくしまして、そしてまた、あの中でもまだ無理な規定はないだらうかということも考え、そして内部的な組織につき

ましては、その会社の構成員が自由に自分たちの体にフィットする、合うように、いわばイージーオーダー的な法律、レディーメイドじゃなくて、若干イージーオーダーの要素を組み込んだようなそういう法律というものを、いわば小会社法とでも言うべきものをつくっていくことが必要なのじゃないかろうかと、かように私も思つておりますし、恐らく方向としては、それが学界の多数意見ではなかろうかと思つております。

○円山雅也君 ありがとうございます。終わります。

○藤原房雄君 きょうは、参考人の方には大変お忙しいところありがとうございます。

私も審議の中にございまして、今日までもそれぞれの分野について議論もしてまいりましたし、また現場の声も聞いて、きょうもまたいろいろなお話ございまして、十分ということからまだいろいろなことでお述べになりたいこととやら、また御主張になりたいことも多々あるだろうと思ひます。そういう点につきましても率直にお述べいただき、また今後の審議の過程に生かしていきたい、こういうふうに思ひます。ただし、わずかの時間ではございしますので、その多くの問題を取り上げることができませんが、私どもいろいろ検討しております中で、制約された時間の中で何点かということ、若干御質問さしていただきたいのであります。

最初に竹内先生に、これは先生のお話にもございしましたし、また私も過日の質疑の中でも申し上げたのでありますけれども、当初はこの商法は全面改正ということを目標にしまして作業がスタートした。社会情勢、その背景になることについては先ほど先生からもいろいろお話ございました。それが五十四年の七月、いろんな経緯がございまして、分割改正の方針という、こういう方向に行つたわけですね。ともすると今日までの商法の改正というのは、そのときどきの経済界の強い要望とか社会情勢、こういうことで進めはざといひますが、細切れといふのか、そのときそのときに

改正をしてきておるといふ、そういうことで、全面改正をしようということでお取り組みになつたわけでありまして、しかしながら、現在この社会情勢の中で方向転換いたしました。分割改正ということになつたわけですね。

こういうことから、それぞれの制度でやはり継ぎはぎといふか、そのときそのときに応じてやっておるものですが、それぞれの制度の中で矛盾といひますか、整合性が欠けているようなものもあるのではないかと、こんな感じもするわけですね。したがって、そういうような見地の中から、この法の改正といふのはどうなんだろうかと、こんな感じがするんですけれども、率直にひとつお述べをいただきたいと思います。

○参考人(竹内昭夫君) 確かに戦後部分改正、緊急改正を積み重ねてきておるといふことは、先ほど私も申し上げたとおりでございしますし、したがって、また各制度の間に整合性が欠けているのではないかと、見地から、総合的な再検討してみようではないかという声強いことも事実でございします。

しかし、今回の改正は、御指摘のように、全面改正ということとスタートしたものを、途中でもって、いわば全面改正の前編と後編とでも申しますか、そういうものとして仕分けをしておるわけではございまして、たとえば昭和四十一年などの商法改正の改正事項と比べただければわかりますように、経済界の要望したような緊急改正事項だけをいわばつまみ食ひ的に取り上げたというものはないわけではございします。株式、機関、計算・公開といふそれぞれの問題について、いわばじゅうたん爆撃的な検討を行った上で、しかし、第一編といたしまして、今回の問題をまとめて要綱を作成しておるといふことではございします。したがって、今後の課題といたしましては、いわば後編に当たる先ほど申しました企業結

合法と大小会社の区分、この問題をやらなければならぬのはもちろんでございますが、そのほか株式とか計算・公開、それから機関の試案の中でも、今回急いで要綱を取りまとめなければならぬために、途中までは検討したけれども、これは全部の検討が終わったときにもう一遍見直しをするにしようという形で見送っているものもございまして。したがって、そういうものを含めて、先ほど申しました二つとあわせて検討した上で全部を見直すという作業を数年後に行えば、そのときには、私も四十九年改正のスタートに当たって目指した全面改正が実現することになるのではないかと、かように考えております。

したがって、今回の改正は、途中で方針は変更いたしましたけれども、いわばつまみ食いの緊急改正に方向転換したわけではなくて、全面改正、根本改正の前編をこういう形で実現しようとしておるものと、このように御理解いただければ幸いに存じます。

○藤原房雄君 先生のお話、確かにそれはそういう見方といえますか、考え方になるのかも少しせん。

それから、最近の著しい社会情勢の変化の中で、日本の経済、日本だけでは考えられない国際経済の大きな流れの中で、やっぱり日本経済というものをとらえなければならぬ時代、そういう中では、このたびの商法改正の中にも一部株式のことについてもそういうことも勘案して取り入れられているようにあります。

それで、今後の課題としては、こういう国際的な見地の上からまた見なければならぬ、日本の国としては制度としてはできておりまして、諸外国、国際的な商取引や会社関係の関連性の中で、日本だけがどんなにきちっとしておきましても、外国との関係でやっぱり改めなければならぬ問題もどんどん出てくるように、私も痛感を感じておるわけでありまして、こういうことにつきましても幅広い検討といえますか、考え方もしなきゃならぬだろう。そんな

な先々のことは順次そういうことはやればよいことと、四十九年の時点で全面改正ということと立てた柱、これをきちっとすることが何と云っても急務なんだろうと思っておりますけれども、一歩踏み込んで、そういう国際的な感覚の上から先生なんかはどのようにまたお考えになっていらっしゃるのか、その点もちょっと伺いたいというふうに思います。

○参考人(竹内昭夫君) 今日の巨大企業は、いわば国境を越えた一つの組織になっておるといことは御指摘のとおりでございます。したがって、多国籍企業といったものに対して一体どのように会社法の面からアプローチすべきかというところは、それぞれの国の立法者が頭を悩ましておることとございまして、私もいざいざはこの問題について検討をしなければならぬ。そのいざいざの課題が、先ほど中野さんがおっしゃいましたように、海外子会社に対して監査役がたとえば調査権があるのかないのかといったような形でも、もうすでに現実的に課題として突きつけられておるように私は感じております。

したがって、それだけじゃないに、もっと総合的に、いわば企業が国際的に活動し国際的に組織を広げつつある今日におきまして、一国の法律としてどのようにアプローチしていくことができるか、すべきかということ、これも立法者が国際的なレベルでもって知恵を出し合わなければならぬ問題かもしれません。今後、先ほど御指摘のとおり、四十九年改正の作業のスタートに当たって立てた課題をその解決に向かって努力を進めながら、いま御指摘のような問題についても私も今後検討してまいりたい、かように考えております。

○藤原房雄君 先生に集中しておるので申しわけないんですが、ちょっと見ましたら、先生のある雑誌の座談会での御発言が出ておったものですからあれなんですけれど、先生は「私は今回の会社の機関に関する改正試案には多くの問題が取りあげられていますが、総会屋問題さえ抜本的に解決さ

れるのなら、あとは何もやらなくてもいいのではないか、少なくとも今回の改正作業の意義はあつたといえるのではないかと気がいたします。」というように、こういう意味のことが述べられておりまして、きのうも総会屋の問題について警察庁にいろんな角度からいろいろお聞きいたしました。数の上からも金額の上からも大変な問題であるというところで、またこのたびの改正は、それなりに総会屋対策という評価もできるのではないかと、思います。

そういうことの一つのあらわれか、ある総会屋では外国へ行つて勉強してこようというふうな動きもこの前新聞、雑誌にも出ておったようでありまして、率直なところ、先生はこのようにお述べになつておられる立場からしまして、このたびの改正法案につきまして、どのように総会屋対策についての評価をなさつていらっしゃるか、御所見をお伺いしたいと思います。

○参考人(竹内昭夫君) 先ほどの丸谷委員の御質問とも重複するお尋ねだと思ひますが、私自身は、私も重くして出せる知恵は言つてみれば出し尽くしたという感じをいまは持っております。あと、もちろん法務省令の中で定められるべき開示の問題、営業報告書や附属明細書において無償供与をどのように開示するかというところは、先ほど申しましたとおり、今後検討されるべき課題として残されておりますけれども、それを別にすれば、ほぼ打てる手は大体打つたという感じがしております。しかしながら、これでもなお根絶できないという結果になるやもしれません。それは先のことだから、何と申しますか、私としては根絶したいと思つて努力いたしましたつもりでございますし、また、多くの方とその願いをともにしておるものでございまして、先のことでございますから予言はできません。

しかし、私どもの期待が外れた場合には、先ほどもお答え申したとおり、それは挙げてわが国の経営者の責任というふうに考えていただくほかはあまるまい。外国ではこのような規定はなかった

で、総会屋などというものはばつこしておらないわけでございます。何年か前にSECの元委員長や委員が何人か日本に来ましたときに、談話したま総会屋の話になりました。それは英文で書いたものの中に総会屋に関する記事が載つておつたというのを飛行機の中でまた読みまして、その雑誌を持つてまいりましたSECの元委員長が私にその雑誌を突きつけて、この中で信じられないことが書いてあるけれども、おまえこの雑誌を読んで本当かどうかおれに返事してくれということをやられたわけでありまして。

私は、別に一晩借りて読まなくてもここで数ページ読めばわかるからと言ひまして、一、二ページ読みまして、ここに書いてあることは大体本当だということを申しましたときに、そこに列席しておりましたSECの元委員長初め委員何人かの方々は一斉に驚きの声を上げました。これは本当だということだ、おれたちは長年アメリカで会社関係のローヤルを、弁護士をやつてきたけれども、株を持つことによつて配当とキャピタルゲイン以外に三番目にまだもうかる方法があるというところは、いままでついぞ気がつかなかつた、これができるといふなら、おれたちも日本へやつてきて総会屋というものにならうじゃないかということとを言われました。私は、そのとき本心に恥ずかしいと思ひました。今後、外国の学者やローヤルと議論するときに、日本の総会屋のこととはもう話するのはよそう、話をしたところで笑われるだけだからということ、そのときに何人かと話し合つた記憶がございまして。

そういう意味で、外国まで出かけて行つて日本の総会屋というものを広めてこられるようなことをされるのは、私としてまことに残念なことです。いこととございましてけれども、そういうことがないようにするためにも、経営者の方々に、日本は自動車、テレビだけじゃないに総会屋まで輸出してきたかと言われることのないように、十二分にお考えを改めていただきたい。私が念願とするところはここでございます。

○藤原房雄君 次に、星野参考人にお尋ねいたしますが、参考人からお話ございましたように、地域での総合経済団体という、そういうことで、現場で最も実務に携わるこういう立場にいらつしやる方々、そういう立場の方々なればこそ、このたびの商法改正につきましては非常な関心をお持ちになっていらつしやると思ひますし、私もいろいろお聞きしたいことはございますが、時間もございませんで数多くできないのが非常に残念ですが、商工会議所という立場からしまして、やっぱり総合対策、いま先生からお話あったわけですが、こういうことについてもいろいろ苦慮していらつしたり、また、それに対する対策ということについてもお考えになっていらつしやるかと思ひますが、今回の改正案では会社が総会屋に対して金を供与することができないということになるわけですね。

こういふことから、会社としましては、これからは総会屋に対しては金を出すことは違法ですから出せませんという、こういう一つの口実ができるわけですね。いままではそういうやないということでは決まてないかもしれませんが、今度は法文の上からも、こういうことで、いままでは違つた面で、撃退法という一つの決め手になるということではなないのかもしれないが、一つの法的な裏づけの上に立つてそれなりの効果といひますか、そういうものも期待できるのではないかと、うような感じもするわけですね。いままでの商工会議所のいろいろな動きの中で、こういう総会屋に対してはどういう現状にあって、そしてまた、今日までもそれに対してどういふふうな対処をし、今日の改正によってどのような変りがあるんだらうか。そういうことについて、実務を担当していらつしやる立場からこの問題について御所見をお伺ひしたいと思ひます。

○参考人(星野孝君) 大変むずかしい問題でございまして、私の会社では少なくともそういうことはございせんので、何とお答えしていいのかわかりませんが、しかし、基本は、やはり先ほど竹

内先生からおつしやったことに尽きると思ひます。こういうことまでして法律の裏づけをつけていただいた以上は、それを守りまして、これを撃退していくよりはかに仕方がないと思ひます。別に、また新しい手を考えるというふうなことは、少なくとも商工会議所では一切いたしておりません。

○藤原房雄君 先ほど星野参考人のお話の中に、会社の財産公開のことについて省令にゆだねられておることになったわけですが、その範囲とか方法とかについては慎重を期してもらいたいとお話ですけれども、そういう一言でこれは終わっているわけですが、これはいろいろ議論のあるところですので、参考人の立場としまして、この問題については具体的にはこれはどういふふうにお考えになっていらつしやるのか、もう少しひとと詳しくお話しただきたいと思ひます。御説明いただきたいと思ひますが、どうでしょう。

○参考人(星野孝君) 具体的にどうするかと申しますと、この辺は私どもの委員会検討した間でもいろいろございまして、一方はやはりきつくるのが当然なんだからそれでいいじゃないかという御意見もあると思ひますが、反面、いわゆる実情、会社の内容の発表が他の会社を利するとか、そういうことから、その辺を考慮してほしいというふうな意見もございします。その辺で、私どもではこの線だということ、こちらからは現在までまだいたしておりませんが、今後のむしろ線が出ます折に、われわれもそれについて意見を述べて妥協な線を出していきたいと思ひております。

○藤原房雄君 中野参考人にお伺ひしたいのであります。四十九年の改正で監査役、内部監査ということについて充実強化ということがとられたわけでありまして、その有効性とかいろいろな議論も今日までありまして、四十九年の改正を見て、今日もいろいろ議論されておるわけでありまして、従来、日本の企業者というのとは、とかくにこういう監査役の監査というのには非常に軽視しがちといひますか、そういう傾向にあったことは否め

ない事実だらうと思ひます。

四十九年に改正になりました、それから大きな会社の粉飾決算やいろいろございしました。私も非常に苦々しく思つておるわけでありまして、日本監査役協会の会長という立場で、四十九年の改正によりまして、監査役の監査というものが企業の認識の上において一歩も二歩も前進したといふ、それは法の上から当然のことでありまして、でも、そういう強い弱いといひますか、大きな前進といふか強弱といふか、そのあらわし方はちょっとむずかしいんですけれども、確かに四十九年の改正によつて変わったことは変わったと思ひますけれども、具体的には、携わつていられる立場からしまして、どういふ状況にあるのか、大きな変化だといふふうには御認識になっていらつしやるのかどうか、その辺ちょっとお伺ひしたいと思ひます。

○参考人(中野拙三君) いま先生おつしやつたように、四十九年の法律改正が行われて、果たして日本の会社でそのような監査が定着するかというのには、やはり当時は非常に危ぶまれていたように思ひます。ことに、当時、経営者団体の方々が非常に反対されていたので、その後の法律が有効に定着するかどうかというのには危ぶまれておつたのでございまして、私どもの日本監査役協会でも、その後六年の間、前後二回の監査制度の実態調査というものを行ひまして、その定着の状況を調査いたしましたのでございします。

それで、冒頭に申し上げましたように、これは統計では出ないことではございしますが、私は、監査役の人々が非常に以前の監査役の人と変わったといふことが、最も大きく変わったことではないかと思ひてございします。いわゆる大物監査役というわけではございせんけれども、非常に現役の監査役といひますか、非常にやる気の強い人々が大量に選ばれたつとあるということが最も大きな、監査役協会の会長をやつておつて実見したことではございします。そういうことは、いろんな研究会とか研修会を

催しますと、非常に多数熱心に来られる。それから、春秋二回全国の監査役の会議を開いておりまして、そのときに、最初は法律家や会計学者の意見を聞く会でありまして、最近では、自分の会社ではこのようにやつておるということを積極的に意見を発表される。従来は、意見発表することを何となしに恐れていた感もありましたが、最近では非常に率直に、積極的にやつておるというので、これはただ監査役のせいだけでなく、やはりこの監査役の選任に当たつていられる経営者側の方々が、四十九年の商法改正をやつた素直に受け取つて、立法の段階では相当抵抗されたようでしたが、現実に法律になつて施行されるに及んで、非常にこれに素直に受け取つて、なるべくそれにふさわしい人物を監査役に選ぶということではないかと思ひます。

ただ、監査役がそういう意欲の高い人が選ばれてはかりでなくて、現実に会社の取締役会に出席することは当然でございしますが、会社の最高の経営会議である常務会に監査役が出席する例が非常にふえてきて、実は実態調査で六五〇回回答を受けたんですが、その回答された会社の大体四割強の会社では、監査役が常務会に出席してゐる。それから回答してゐる会社の六割強が、自分の会社で監査役監査規程を設けてゐる。それから五割の会社が、自分のところは従来スタッフがなかったが、職制を改正して監査役スタッフを設けた。それから回答の四割の会社が、監査役会というものを、これは法律上の制度、機関ではございせんが、事実上の監査役といふものを設けて、もろもろの監査報告書をつくるか、その他の会議には監査役会を設けてやつておるというふうなことが行われておりました。法律の期待するものが十分といふことは言い過ぎかと思ひますが、相当程度各企業の中に定着してゐる。

これは、ひとり監査役の力と言ひますよりも、取締役である経営者の方々がやはりそういう気持ちになつて、社内の最高機関にも出席してもらひ、社内の規程も設ける、それからスタッフも人

員を割いてそうするというふうに、取締役がその気になつてゐる会社は監査制度も非常によくつてゐるというので、私は、四十九年の改正は、取締役と監査役とがそれぞれ自分の責任の立場においてよく理解して定着化に努めておるということ、これはもう覆うべからざる事実であると確認いたしておきます。

しかしながら、十分であるかという点につきましては、まだまだという面が強いので、今回の法律改正によつて一段とその不十分な点が補強されることを、非常に期待しておるものでござい

す。

○藤原房雄君 あと時間もございせんので、中瀬参考人と四元参考人に一言ずつ。

いろいろお尋ねしたいこともあるんですが、先ほども中瀬参考人からいろいろお話しございまして、私どもも具体的なことを一つ一つお尋ねする時間もございせんのであれですが、今度の改正の中では、何といひましても、監査役、会計監査人というのは非常に大きな立場に立つたわけですね。先ほど社会的責任を全うすべしという御決意のほどもございまして、監査報告書において適法意見を述べる場合には、計算書類、株主総会の決議、承認を求めなくともいいんだということですから、これは大変な責任の重大さということになります。

先ほどもちょっと触れておりましたけれども、こういうような条文が明確化するということを受けて、さらに精神的なことよりも、具体的に会長という立場や、また会計士協会という中で、このことを受けていろいろ議論なり、または皆さん方の中での、協会の中での話し合いというのがあるんだらうと思ひますけれども、そこらあたりちょっと何かお話しございましたらお述べいただきたいと思います。

それから、四元参考人にはいろいろお伺ひしたいこともございしますが、時間もございせんので一つだけ伺ひたい。

いろいろお述べになったことはよく私どももわかりますが、今後について、基本問題ですね、これもよくひとつ理解してもらいたい、一つのステップとしてというお話でございまして、その中で、私どもはこれまで参考人を初めとしたし、またお書きになったものをいろいろ読ませていただいてもおるわけですが、またそれなりに理解もしているつもりであります。先ほど基本問題の中で二番目にお話ししておりました事後監査のことです、このことについて、もう少し補足といひますか、御説明いただければ、こう思うんであります。

○参考人(中瀬宏通君) 協会といたしましては、商法監査受け入れプロジェクトチームというものをつくつておりまして、今回、商法改正が行われましたならば、適正に受け入れられるような受け入れ体制の整備を着々と進めております。それで、用意万端おささ意りなしというところでござい

ます。

○参考人(四元正憲君) 事後審査制ということでございますけれども、先ほどはアメリカの証券取引委員会を例を引いたわけでありましたが、これは聞くところによりまして、職員が二十人おりました年間の経費も百億だとか、いま日本は行革で、ちょっと時世が違ひますので、そっくりまねはできないと思ひますので、そっくりまねはできないと思ひますので、とにかく商法の会計監査におきまして監査のやりつ放しだと。そうすると、頼るものは何かといひますと、公認会計士の資質とモラルでござい

ます。そこにかつて頼るものがない。

学生だつて、試験がなければ勉強いたしません。じゃ、われわれ税理士はどうだと、これは自分のつくつた決算書それから申告書というものを税務署に提出する、税務署なり国税庁が事後審査しているのと同じでござい

ます。弁護士はどうだと、これは裁判に出ます。へたなことをやりますと負けです。やはり事後審査であります。医者だつてそうであります。病氣は治りません。だから、それも事後審査です。ところが、商法の公認会計士だけは、だれも気がつかない。何年か後に、何か会社が倒産したとき、ああそうだったのかということにしかならぬのじゃないかと思ひます。

りまして御意見を重ねてお伺ひをしたいと思います。初めに、竹内参考人から三つの点で御意見をいただきますと思ひます。

一つは、企業の経理を公明正大なものにするために現在の内部監査のやり方ではおのずから限界がある、きよりの質疑の中でもしばしば出てまいりましたけれども、たとえばアメリカのSECのような、企業に対する強力な監視、監督の機関を設けて、公的監査機能を強めるべきではないかという意見が御承知のようにあるわけですが、この点についての先生の御意見をお伺ひしたい。

に、何か会社が倒産したとき、ああそうだったのかということにしかならぬのじゃないかと思ひます。

それと担保するのは、ただ公認会計士のモラルと資質だけである。これでは情けない。何かアメリカのまねをしようというのじゃないか。日本らしい工夫をこらしまして、やはりだれかそれをカバーしていく、ほかの人が違った目でカバーしていくという方法を考えるべきじゃないか、こういう意味でござい

ます。

○藤原房雄君 中瀬参考人に何もこれは反論とかなんとかということじゃなくて、その間のこと、いまのお話ありました事後審査ということについて、これはいままで会計監査人は、公認会計士といひるのはそれ相応の法律によつて定められた立場にあるわけでありまして、そういうことについて私どももそれなりに十分に理解もいたしてお

ういふ意味でござい

ます。

○参考人(中瀬宏通君) ただいまの事後審査につきまして、商法監査には事後審査制度がないといふうな御発言がありますが、私はあると思ひます。それは社会一般、株主全体がわれわれを事後審査しているわけでございます。もしもわれわれの監査が信頼置けないというふうなことになるれば、もう監査不要であるというふうになると思ひます。そういう意味で、個々のあれよりも、もっと大きな意味でわれわれは社会の信頼にこたえなきゃならぬ、そういう意味での強い事後審査を受けていると私は考へてゐる次第でござい

ます。ですから、そういう意味での対応策を着々と練つてゐると、こういうことでござい

ます。

○山中郁子君 参考人の皆さんには御苦勞さまでござい

ます。大変限られた時間でござい

ます。その仕事を大蔵省証券局が引き継いでおるといふことは御承

知のとおりでございます。したがって、そういった政府機構をいふことでは、大蔵省証券局の大幅な拡充、とりわけ先ほど来御指摘がございましたような、企業に対して立入調査権を持つていふような、要するに証券警察といったような業務をやる人間をどうやって確保し、その資質を向上し、その権限を強化していくかというように、これが課題にならうかと思っておりますけれども、しかし、これは行政改革による人員削減ということと呼ばれておる折から、そのようなことを申してもとうてい実現できることではあるまい、かように私は考えております。

二番目、単位株ということでございますが、共益権を奪う、これが憲法二十九条違反ではないかというふうなことでございますけれども、これははなはだ私個人は形式論ではなからうかと思っております。と申しますのは、株式を併合してしまえば、そこでもって一挙に端株として処理せざるを得ないものだろうと思つてございすけれども、でも、そういうことをいたしますと株主の権利に影響が及ぶだけではないに、株式の取引、こちらの方面にも影響が及んでまいります。したがって、これをだんだんとやめていくことによりまして、いわば経済社会に及ぼすインパクトを少なくしようというところが、この段階的な株式併合であるところの単位株という制度でございすから、一遍にまとめたほうがいいけれどもだんだんまていくのはおかしいという議論は私はいかがなものかと、このように考えております。

それから三番目、株主総会の空洞化は避けられない問題かということでございますが、これは考えようによれば、ある意味では、また、ある範囲では避けられないのかもしれないと申しますのは、株主総会に出ていきましたところで旅費をくれるわけでもなし、日当をくれるわけでもない、そして株主が自分の議決権を言わせようとしたとしてもその力は限られておるといふこととあれば、やはり総会に出ていっているという発言なんかをするよりも、そんな暇があったら自分の

仕事をしようということになるのもこれはやむを得ないことか、かように考えるわけでございす。

しかし、私はいまある範囲ではと、あるいはある限度ではという限定をつけましたのは、わが国では、それがいま申しましたような必然的な傾向として避けられないよりもはるかに空洞化がいはば進んでおる。したがって、それを是正することによりまして、株主総会に出ていけば自分の意見も聞いてくれる、お互いがまじめに議論し合うという雰囲気が出てくれば、いままで行つて物を言う、おっかない人たちにならぬかもしれないというふうなことで行かなかつたような人は、これは出てきてくれるかもしれない。

それが、わが国における経済社会というものを支えております企業の間で競争を健全にし、国民、投資家大衆との間のコミュニケーションを太くする、国民の側から企業に対する不信の念をぬぐい去っていく一つの手段ではないか、このように考えまして、先ほど来申しておりますように株主提案権とか説明義務とか、それから議長の権限も強化いたしましたし、それからいろいろな規定を加える、書面投票制度もそうありますが、そういうこともつづけて加えることによりまして、ある程度ともかく空洞化してある株主総会を活性化しようという試みをしておるわけでございす。

それが、終局的にはどうやってもむだなことだということにさういふ結論が出ることを、私としてはむしろ恐れているわけでございす。さういふ結論がもし出た場合には、総会にかわる何か監督機構を設けるべきではないか、すべて政府がやるべきかといったような議論が出てきてしまうことを、私はむしろ恐れている者の一人でございます。

○山中郁子君 そうしますと、いまの御意見で、結局避けられる部分についてはやはり企業の姿勢にかかっている、その総会問題との御意見とあわせて、そういうことに尽きるといふ御主張になりましようか。

○参考人(竹内昭夫君) 法律としても打つべき手はもちろんあると思いますが、説明義務とか提案権とか書面投票といったような、今度の法案が事を決めようとしておりますのは、法律として打てるべき手は打とう、と同時に、それだけでなしに、企業の経営者としても、株主総会という年一回の場においてはできるだけフランクにあなたの方の会社の実情はこうなんだという姿勢で話しかけ、株主の意見を聞くような姿勢を運用上も持つていただくことが必要だ、両方相まって私は株主総会の形骸化を防ぎたいものだ、かように考えております。

○山中郁子君 次に、星野参考人に御意見を二点お伺いしたいと存じます。

一つは、いま竹内先生の御意見はあったんですが、この単位株制度ですね、これは六〇年代のいわゆる経済の高度成長期に個人の株式の取得がいろんな形でもはやされていたという経過があった、にもかかわらず、経済が低成長期に入ると、今度は株式の管理コストを理由に単位株制度を採用して、個人株主、中小零細株主を整理していくという考え方になっていくわけですね、これもいわゆる経済界の強い要求があった結果だということも言われておりますが、余りにも経済界中心の御都合主義じゃないかという面はいかがお考えになっていらっしゃるかということが一点でございます。

それから、いまの総会屋の問題なんですけれども、これは先ほど藤原委員からも御質問があつてダブるんですけども、私はやはり竹内先生のかなり熱心な御主張も伺ってきたんですが、商法にどんな条文を設けたところで、経営者が腐敗して総会屋につけ込むべきを与えるということならば何の効果も上げないということ、かなり端的に言つて明白な経過でもあるし事実でもあるわけですね。現在ほど企業の経営者に社会的責任の自覚が求められていないわけですから、有力な経営者の団体である東京商工会議所として、メンバーのモラルの向上のためにどんな効果的な対策

を講じておられるのか、先ほどのお話ですとよくわからなかつたんですが、当然何らかのあれがされていけるべきだと思うので、その二点について御意見を伺いたいと思ひます。

○参考人(星野孝君) まず、単位株制度について申し上げますと、この単位株制度というのは、もともと株式の単位が非常に小さいからもう少し大きくしよう、これは明治時代にできた五十円というものがそのままでは無理だということから、単位株というよりも、むしろ株式そのものの単位を引き上げるといふ話から始まつてまいりましたわけでございます。これですと、むしろ全く株主を切り捨ててしまふという状態になるわけですが、その辺につきましてもいろいろ検討をした結果が、先ほどから竹内先生も御説明になつておるうちに、一つは、なし崩しであるし、それからもう一つは、端株制度というものがございまして、これによりまして少なくとも自益権については千分の一の部分、現在の一株単位が切り捨てられるだけで、十株以上は端株として残るといふふうになつておりました、私どももこの検討に当たりましてその辺の主張もございまして、その結果がこういふふうなことになるので、単位株制度はむしろもともとと考へよりは非常に進んでいるものではないかと思ひます。

それから、第二番目の総会屋の問題でございますが、これは対策と申しまして、率直に言つてこの法律が決まつた以上はこれでやめていくということ考へる以外にはないと思ひます。むしろ法律が後ろ盾になつてくれる制度をつくりましたわけですから、それに従つて自分たちも自覚をして進んでいくよりはかに方法はないんではないかと思ひます。

○山中郁子君 二点目の問題は、私がお伺いをしたいことは、今度の法律がどう変わるかということだけでなくて、これは一貫して大きな批判の対象になつてきているわけですね。それで、先ほど星野参考人自身、自分の会社はそういうことはしておらぬというお話でございましたけれども、有

れるのだと思うんですけどもね。そうすると、特に努力はしなくても、最初からモラルがあるから大丈夫だというふうにお考えなんですか。

○参考人(中瀬宏通君) 私どもの試験は、日本でも一番むずかしい試験とされているわけですね。それだけのむずかしい試験を受けるということとは、やはりそういう基本的な理念があつてなおかつむずかしい試験を受けよう、こうしているわけですね。ですからそういう意味で、私も必ずしも満足していないというのは、それに比しては報酬が少なく、こういうことでや不満があるわけですが、精神的には、武士は食わねど高うじではございませぬけれども、それを維持することによってわれわれの職業というものが守られているんだ、もしもこれがなくなればわれわれの職業自体が滅亡する、このくらいの危機感を持って日々やっているわけでございます。

○中山千夏君 大変に会計士の皆さんがモラリストだということはわかったんですけども、具体的な研究とか、それから、モラリストでいらっしゃるでしよけれども、そういうものをより一層高めるために、具体的にどういうことをしているらっしゃいますか。

○参考人(中瀬宏通君) 当初の冒頭の意見陳述でも申し上げましたが、監査実施要綱というのをつくっております、各人がそれを守るようにしましたし、ことしの三月には監査マニュアルという監査手続書を全会員に配りまして、均質な監査手続ができるようにしております。それから紀律委員会というのがございます、そこでこの独立性が完全に守られるように、われわれが常に自主的にチェックをしている。そのほか私どもが、試験が二回ございすけれども、二次試験が終わりますと、実務補習所というところで一年間協会が実務補習をするわけでございます。その中で、そういう精神的な独立性も十分訓練いたしますし、いろいろな手を打っているわけでございます。

○中山千夏君 これはおわかりになれば教えていただきたいんですけども、先ほど四元さんから

基本問題のときに触れられた職域の問題と関係があるんですけども、税理士と会計士、この両方の資格を持つていらっしゃる方は、おたくはさつき八千人というふうにおっしゃいましたが、その中でどのくらいいらっしゃるのか、それから両方を兼務していらっしゃる方はどのくらいいらっしゃるのかという点について、ざっとの数字で結構です。

○参考人(中瀬宏通君) 現在、公認会計士が六千人、これが両方の資格を持つております。会計士補の方は持つておりません。六千人のうち、税理士会に現在入つていらっしゃる方は約四千人程度だと思ひます。それから通知公認会計士、これは税理士法の改正で三年後になくなるわけでございますが、税理士登録はしておりますけれども税理士会に入つていらっしゃらない方が約千五百人くらいいらっしゃるのではないかと、こういうふうに思つております。

○中山千夏君 最後になつてたんですけども、竹内さんによつとお伺ひしたいのです。

四元さんからさつき提出されました基本問題の中の職域の問題なんですけれども、今度の法改正に關してという中でなくとも結構です、この問題についてどう考えていらっしゃるか、ちょっと御意見を聞かせたいと思ひます。

○参考人(竹内昭夫君) 私は、職域問題というものは、何といひますか、率直に申しまして余り関心がないと申し上げる方がいいのかもしれない。公認会計士の方がどれだけ職業上プラスを得ようと、税理士の方がどれだけマイナスであろうと、それよりも私どもといたしましては、日本の企業の経営なり、それからそれを通じて株主なり債権者なり、これがどう守られるかということが大事でございます、そのためにその最もふさわしい監査体制はどうあるべきか、そういう角度から物事を考えておるわけでございます、報酬をどう分けるか、仕事をどう分けるかというような話は、私にとって、率直に申しますと、何だか耳を洗いたくなるような感じもしないわけではない

わけでございます。

しかし、そうは申しまして、生身の人間の社会でございますから、それぞれの利害というものが複雑に絡み合ったままでは、四元さんが先ほど来おっしゃつておりますように、いつまでもいがみ合いが続くということではこれは困るわけでございます、私、だれが見ても合理的なような利害調整なり何なりであれば、それこそオーブンな場においてそれが行われるということを望むものであります。そういたしますと、二人両当事者だけはそれで納得したかもしれないけれども、どういふ納得ができたのか、周りの者、利害関係者だれもわからぬということでは、それはその調整した結果、それ自体がはなだ不明朗な雰囲気の中で不明朗な形で落ちつくということもあり得るわけでございます、私としてはそのようなことにならないようにということを願つておるものでございます。

○中山千夏君 ありがとうございます。終わります。

○委員長(鈴木一弘君) 以上で参考人に対する質疑は終了いたしました。

参考人の方々は、今日は長時間にわたり貴重な御意見を拝聴させていただきました、まことにありがとうございます。厚く御礼申し上げます。

次回は、明二十八日午前十時委員会を開会することとし、今日はこれにて散会いたします。

午後四時十六分散会

昭和五十六年六月十一日印刷

昭和五十六年六月十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

E